

大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

——奈良時代における家族構成の戸別的研究(六)——

高 島 正 人

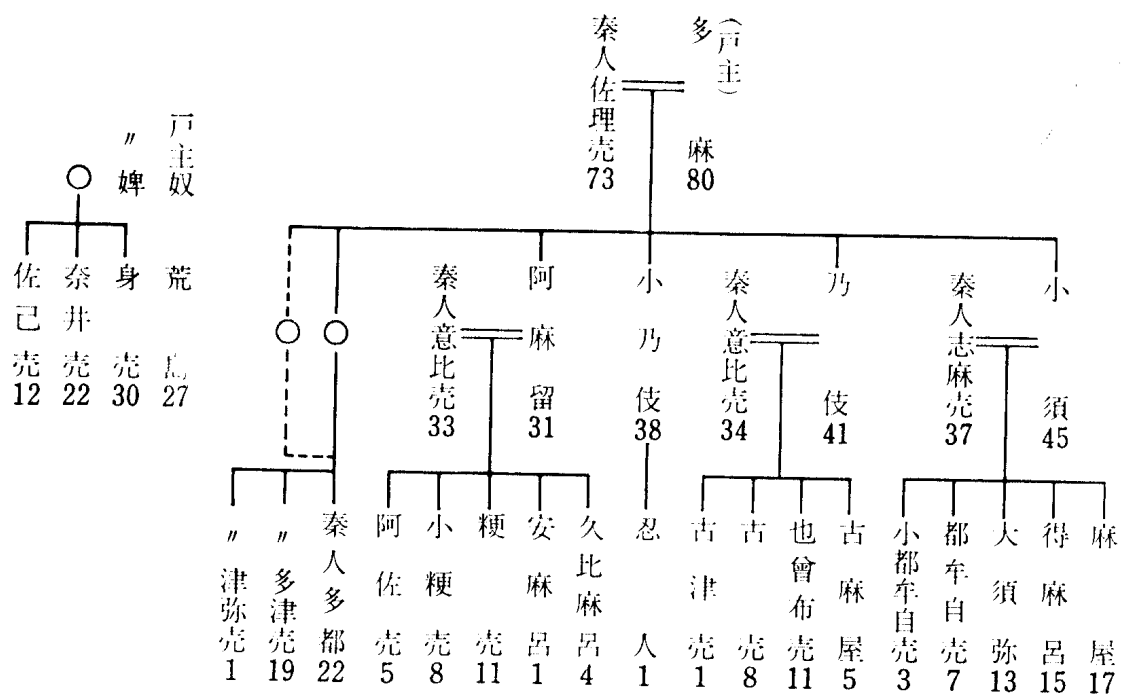
はじめに

前稿(本誌31号)において、大宝2年美濃国半布里戸籍をとりあげたが、見戸54戸のうち戸の創立年次が庚寅年ないし大宝2年と推定される戸合計26戸について触れたのみであった。従って、本稿では残る28戸について考察することにした。

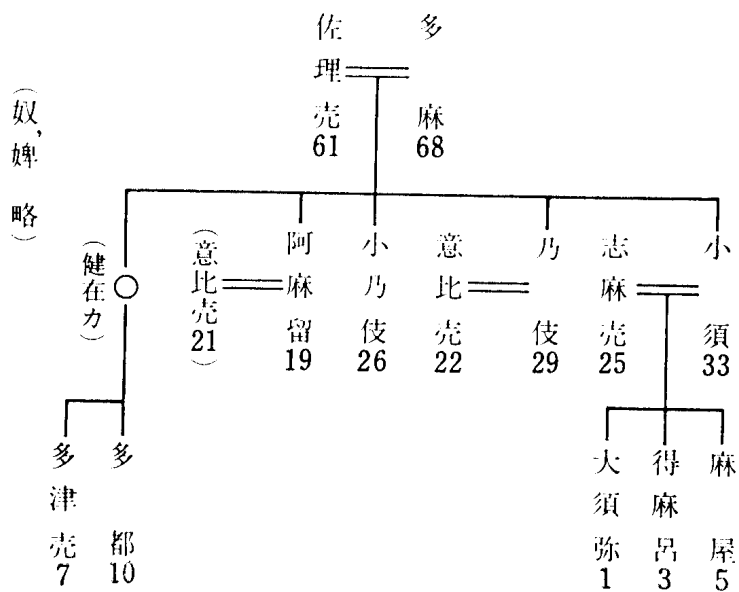
この残る半布里戸のうち、戸主秦人多麻の戸以下の18戸は、戸の創立年次が基本的には庚寅年と想像されるのであるが、庚午年に遡る可能性もあって、庚寅年とも庚午年とも確定できなかったものである。戸主県主族嶋手の戸以下の10戸は、戸の創立年次はほぼ庚午年と推定される。この28戸の中には、奴婢13口を有する戸主県造吉事、同3口をもつ県造紫など県造姓3戸を含んでいるが、前稿の26戸を含めほとんどすべて一般庶民の戸である。

前例により、まず各戸の家族構成を図示しよう。

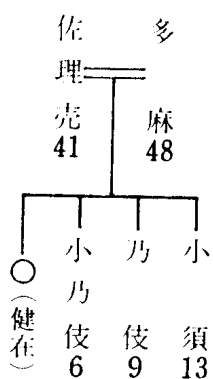
い 戸主 秦人多麻の戸（大日本古文書一七七）



い 同上 庚寅年籍復原仮想系図

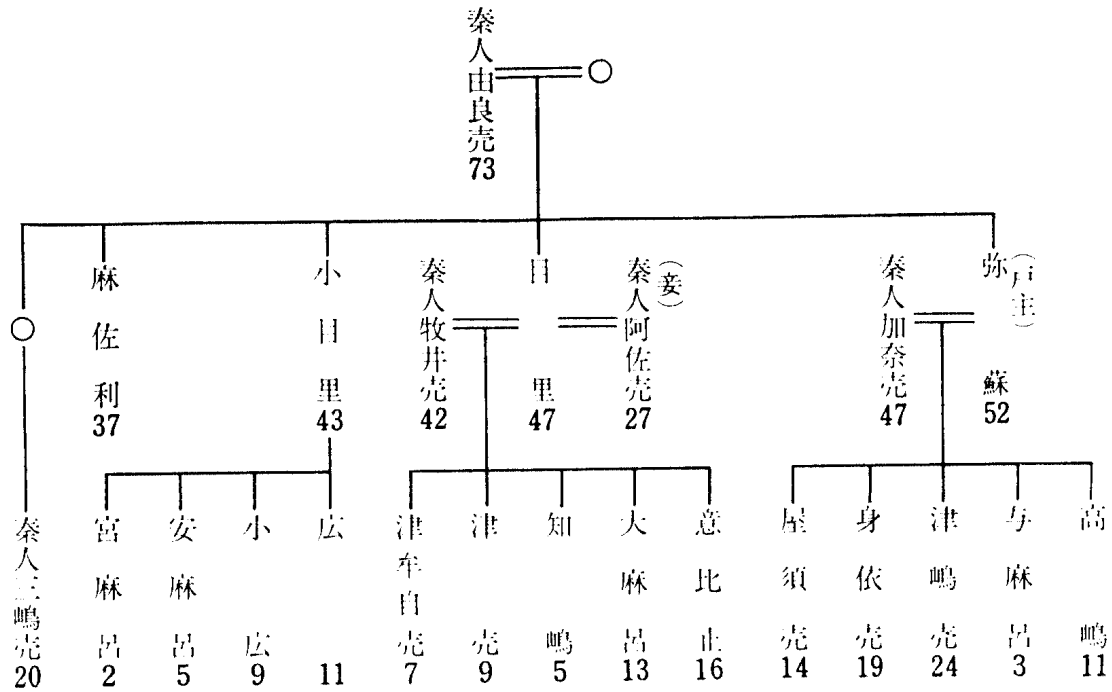


い 同上 庚午年籍復原仮想系図

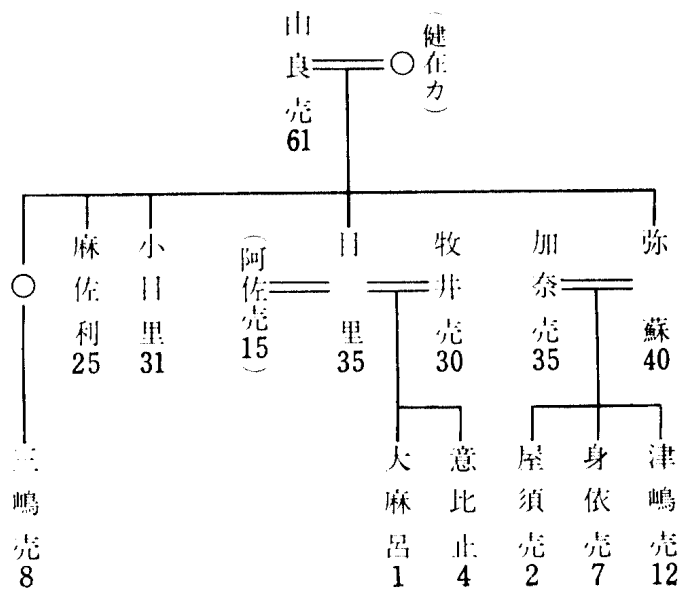


大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

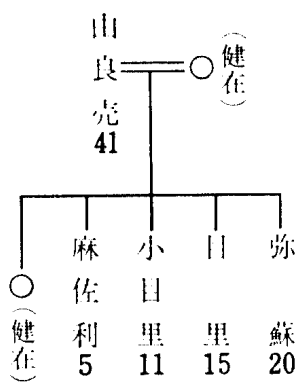
ろ 戸主 秦人弥蘇の戸 (前掲書一六九)



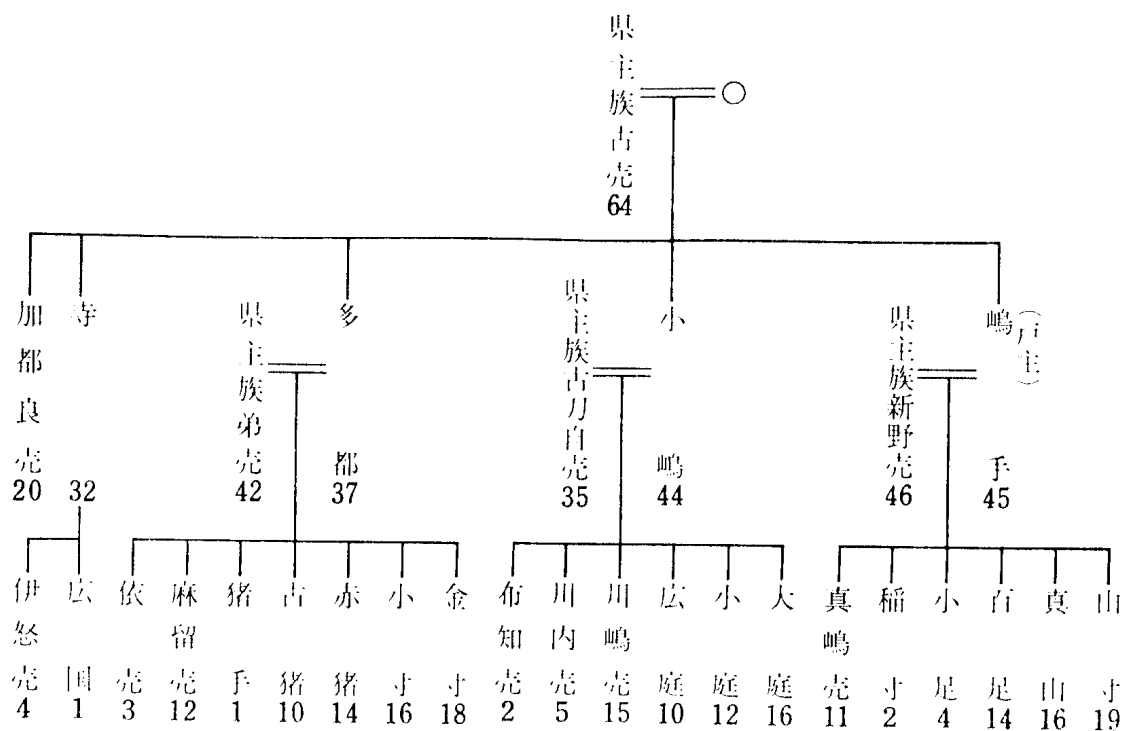
ろ' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



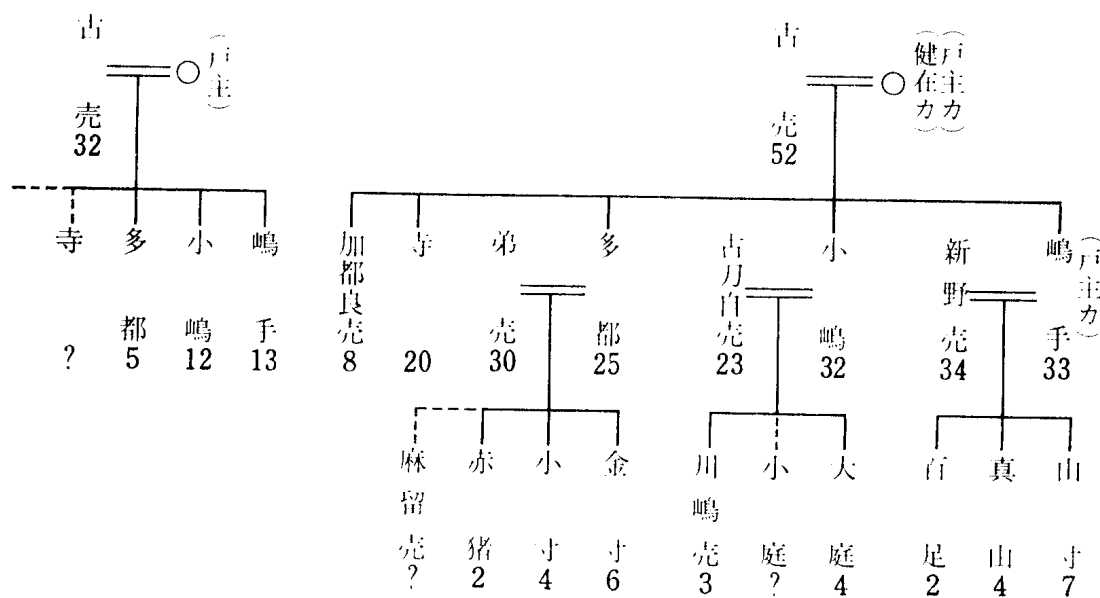
ろ'' 同上 庚午年籍復原仮想系図



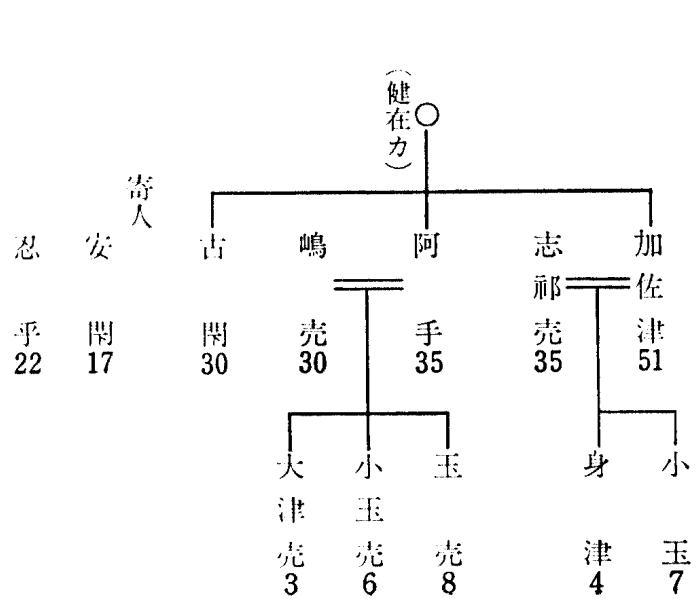
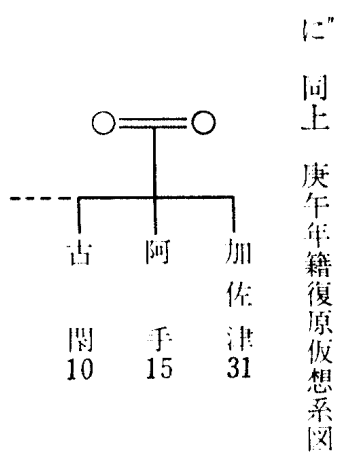
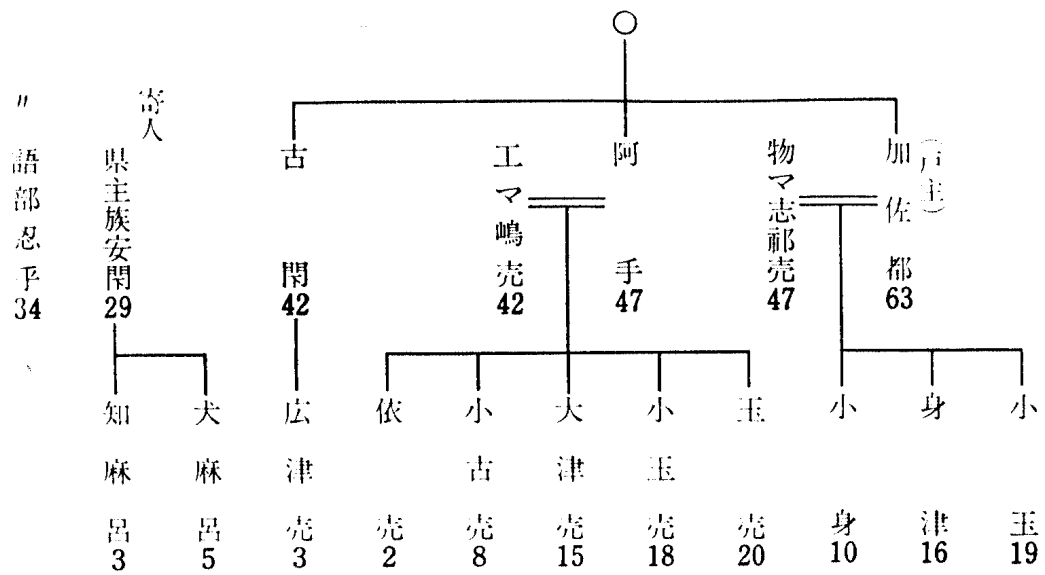
は 戸主 県主族鳴手の戸（前掲書一五七）



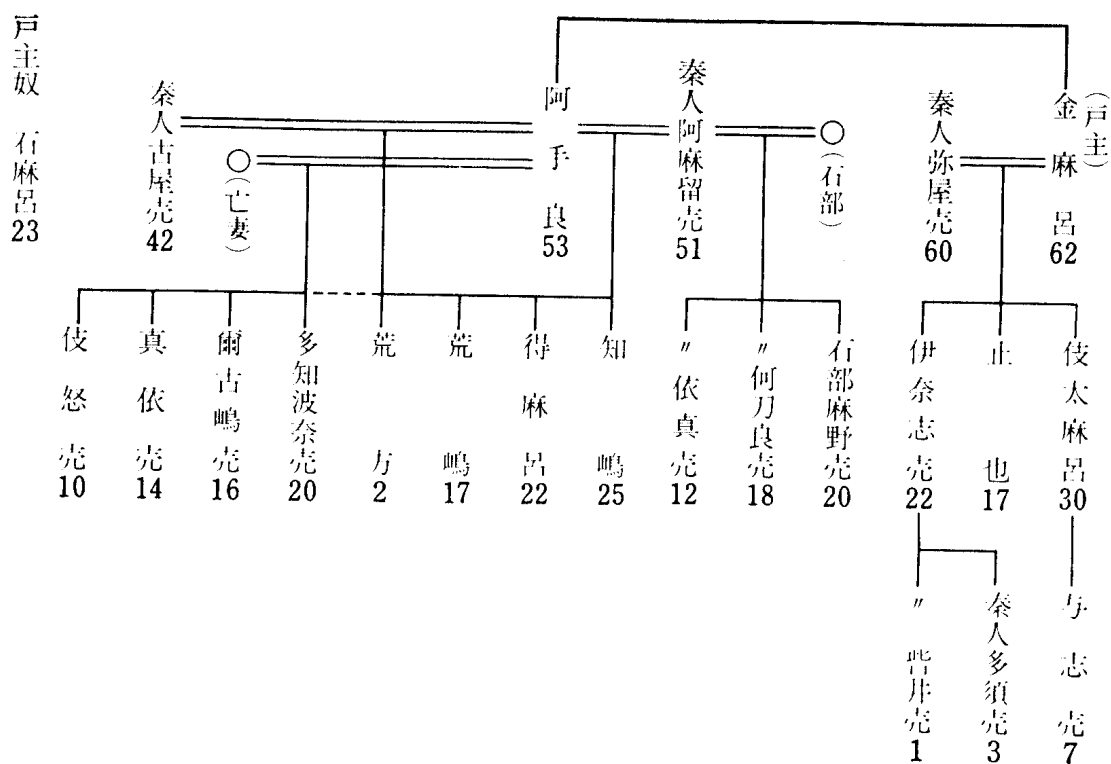
は 同上 庚寅年籍復原仮想系図



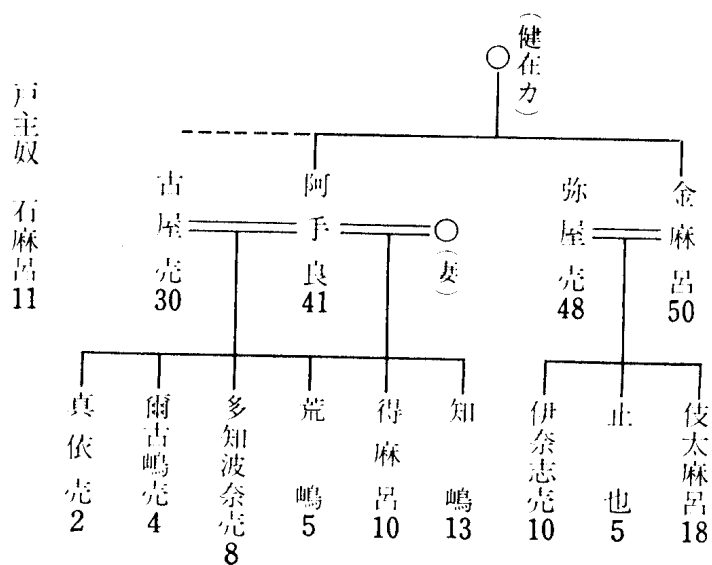
大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)



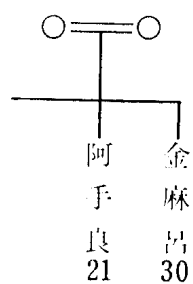
ほ 戸主 不破勝族金麻呂の戸（前掲書一八七）



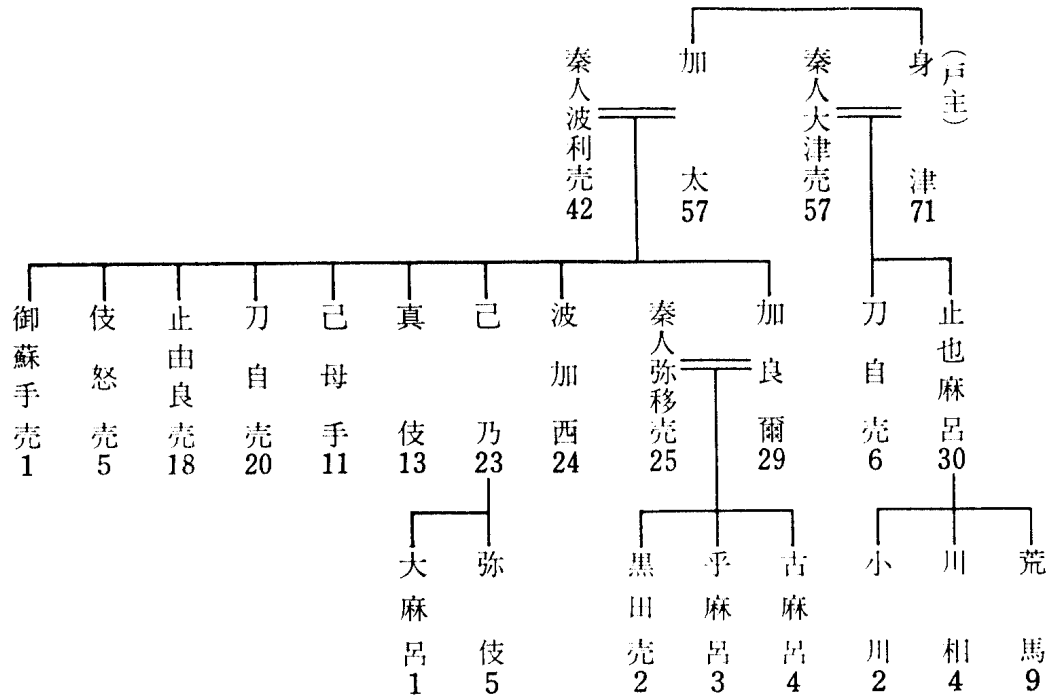
ぼ 同上 庚寅年籍復原仮想系図



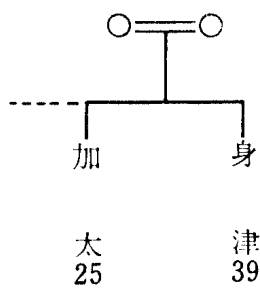
ぼ 同上 庚午年籍復原仮想系図



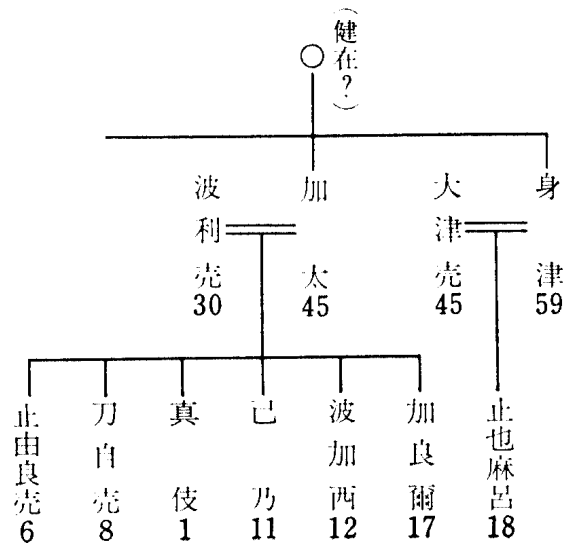
大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)



へ 戸主 秦人部身津の戸 (前掲書一七〇)

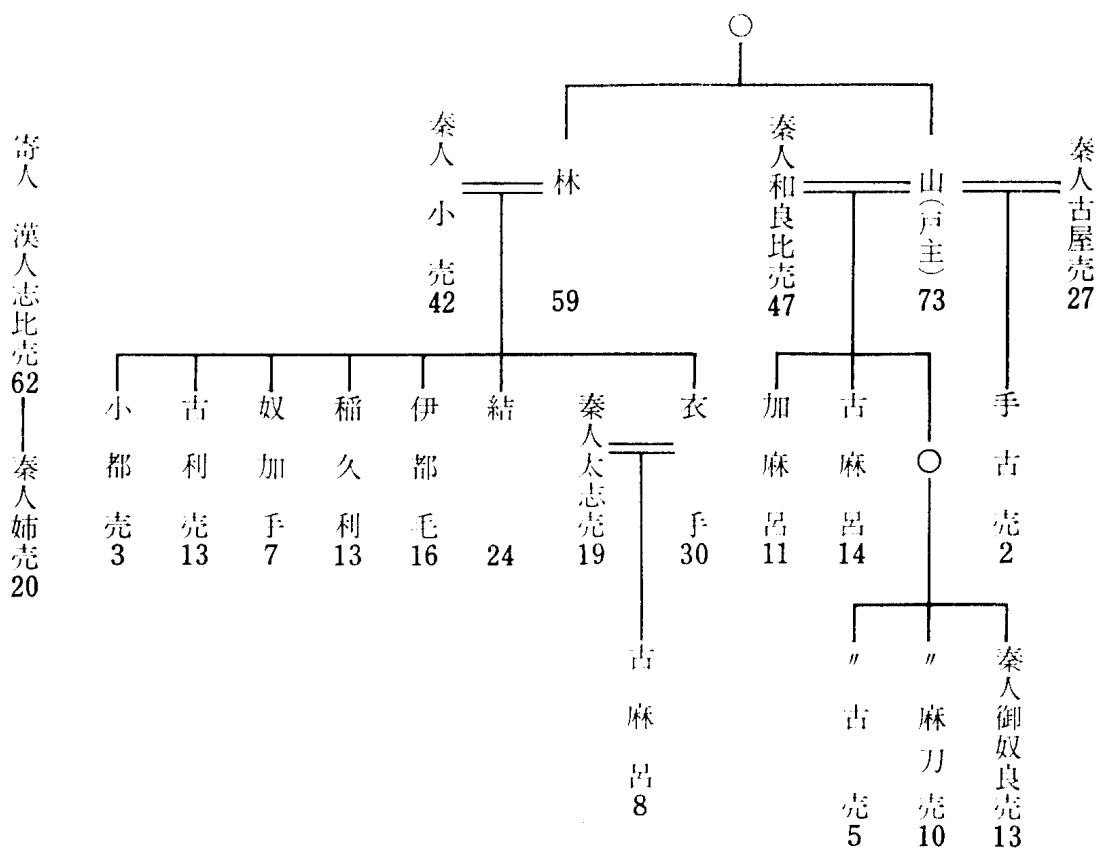


へ 同上 庚午年籍復原仮想系図

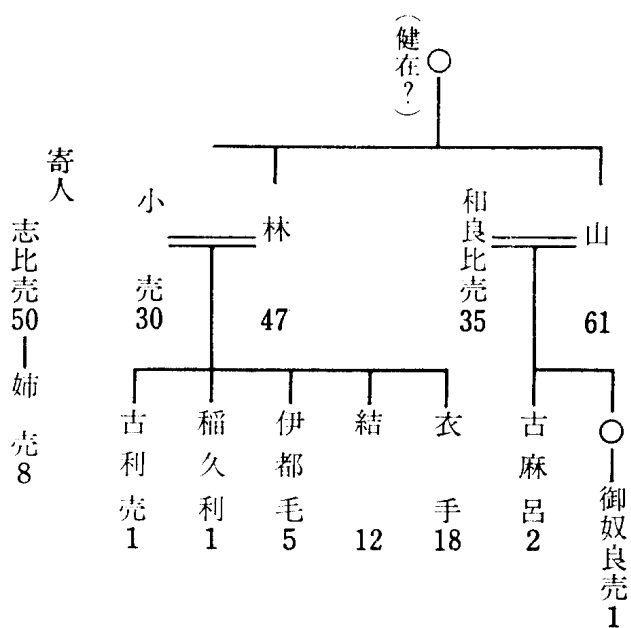


へ 同上 庚寅年籍復原仮想系図

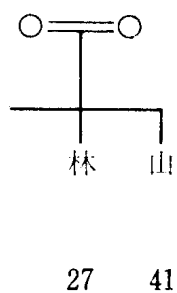
と 戸主 秦人山の戸（前掲書一八五）



と' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

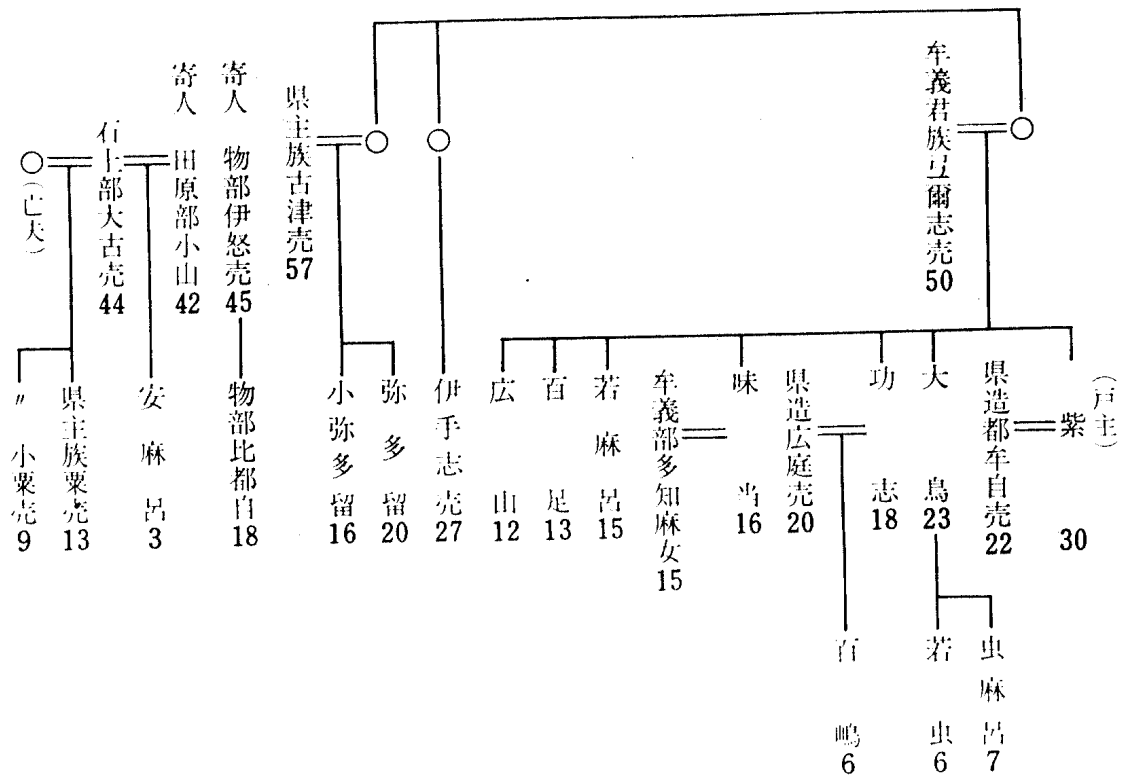


と" 同上 庚午年籍復原仮想系図

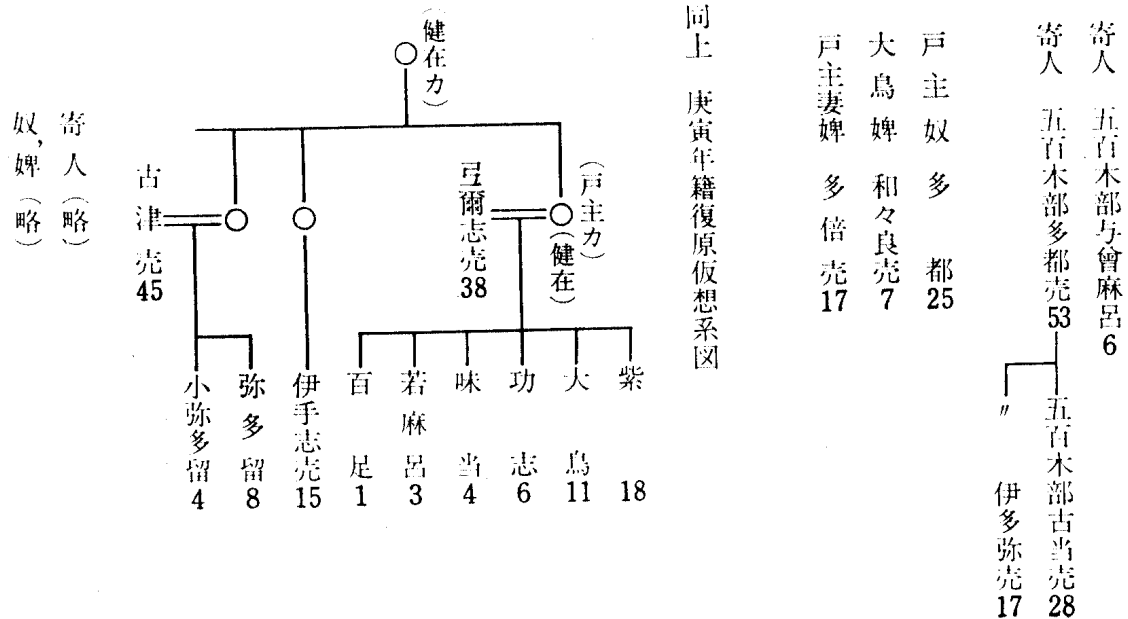


大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

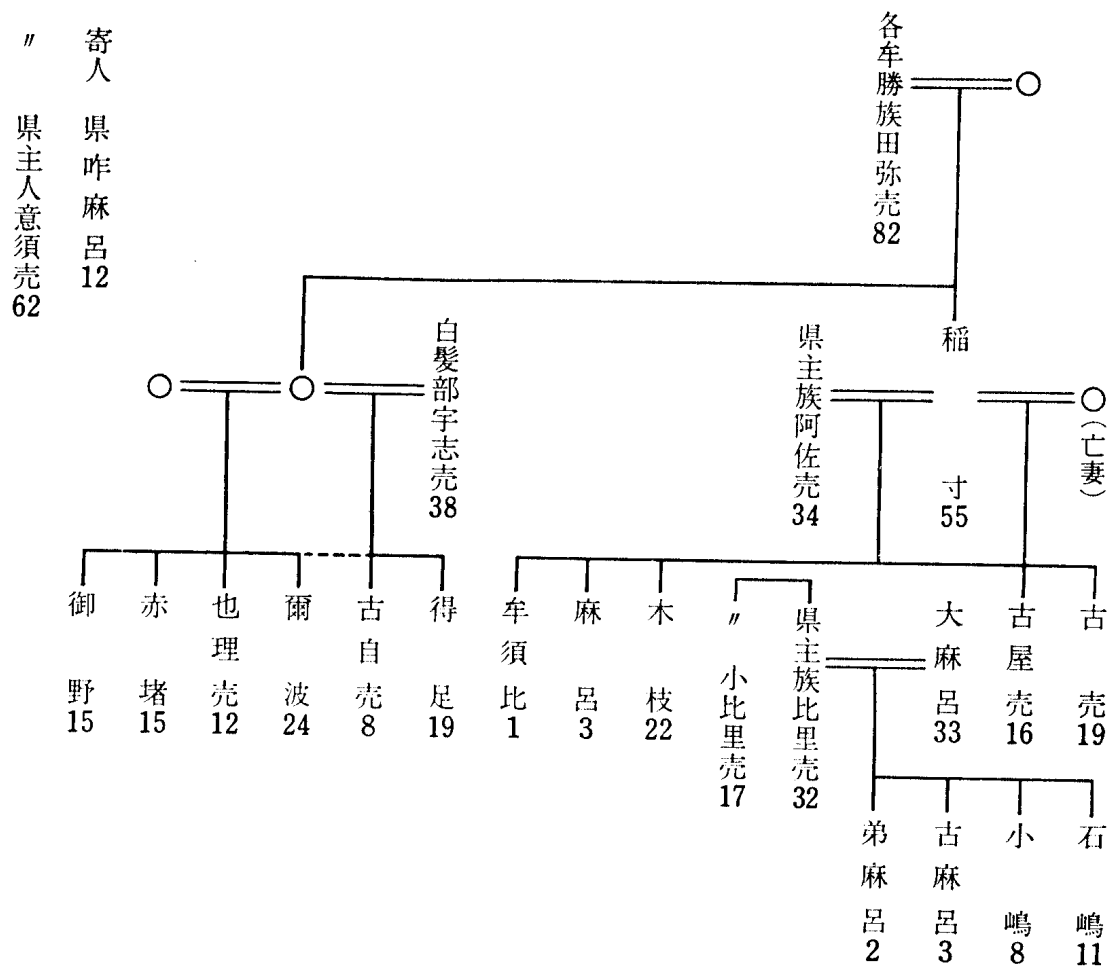
ち 戸主 県造紫の戸(前掲書一九二)



同上 庚寅年籍復原仮想系図

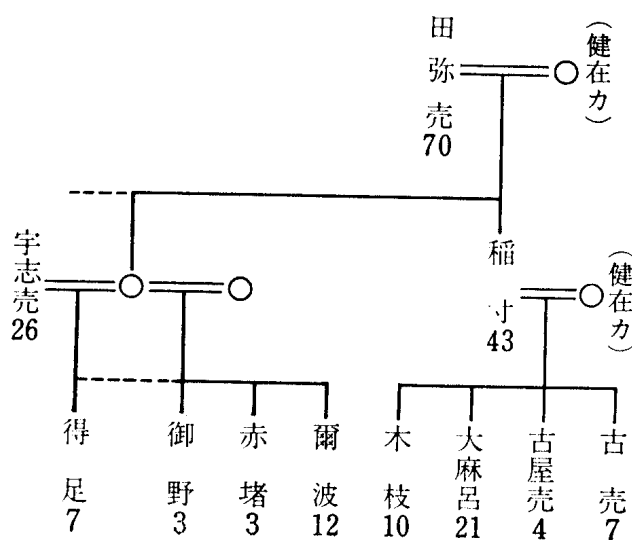


り 戸主 県主族稲寸の戸（前掲書一一九〇）

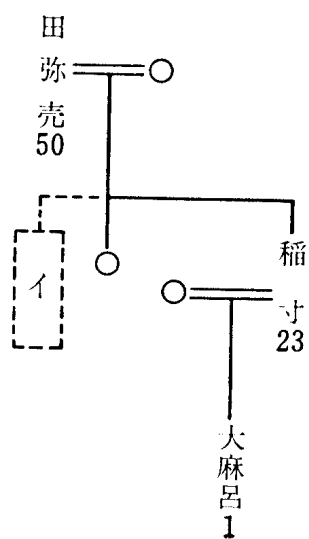


寄人 県咋麻呂 12
" 県主人意須売 62

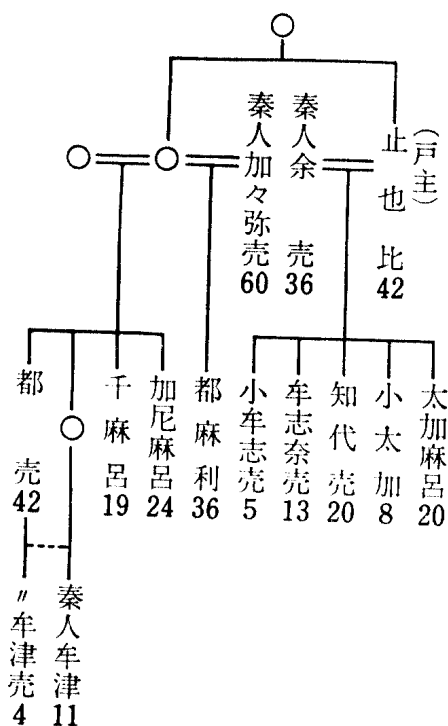
り' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



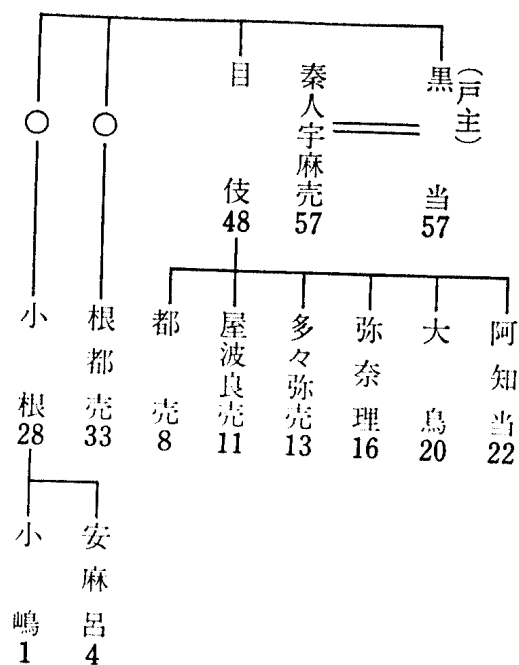
り" 同上 庚午年籍復原仮想系図



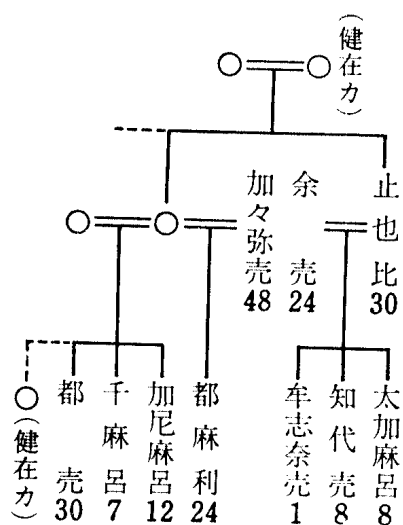
大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)



る 戸主 秦人止也比の戸 (前掲書一一八四)



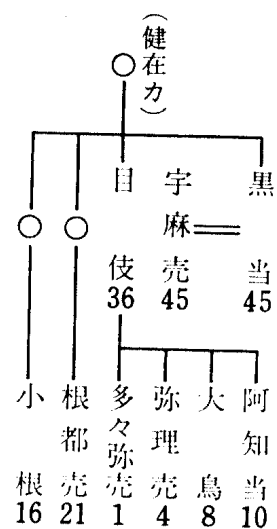
ぬ 戸主 秦人黒当の戸 (前掲書一一七五)



る' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

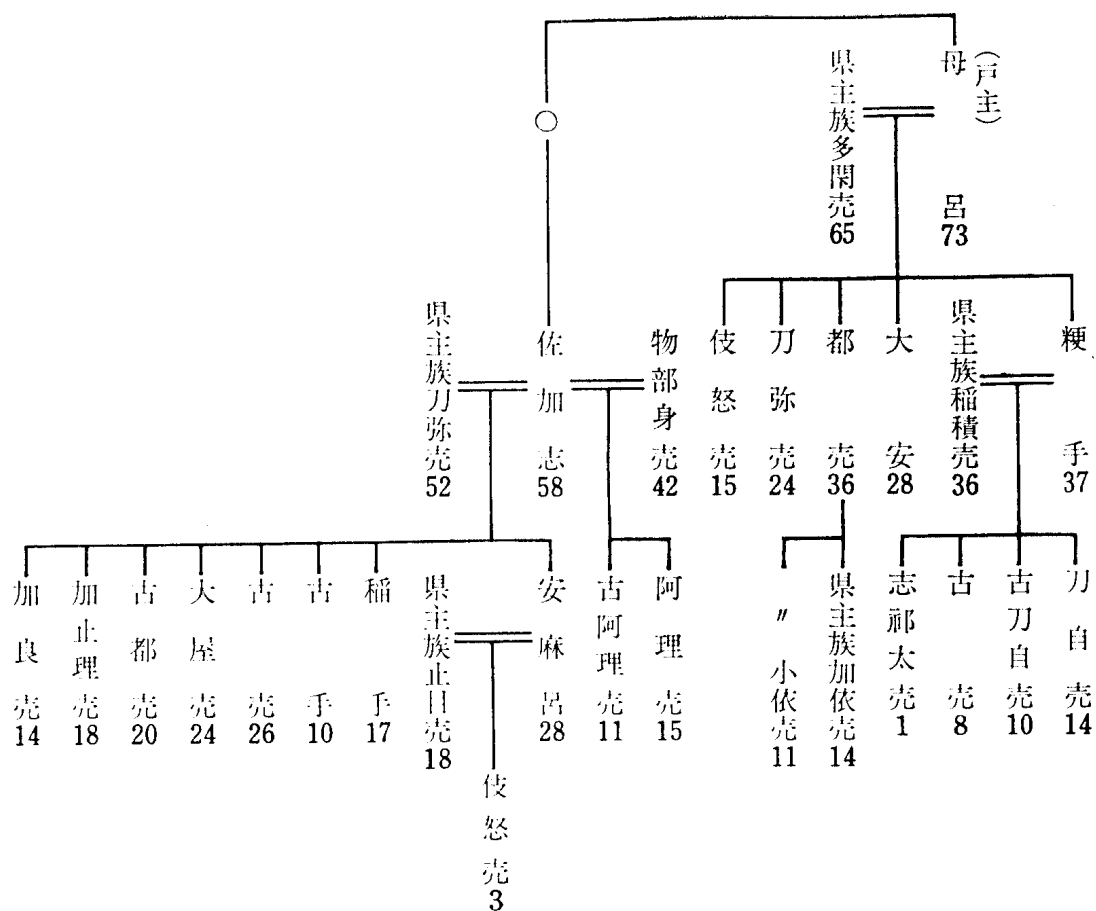


ぬ" 同上 庚午年籍復原仮想系図

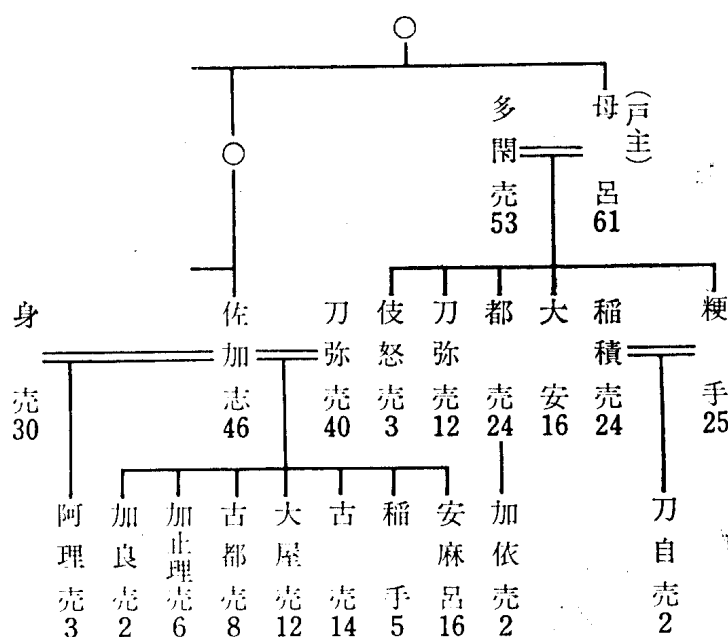


ぬ' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

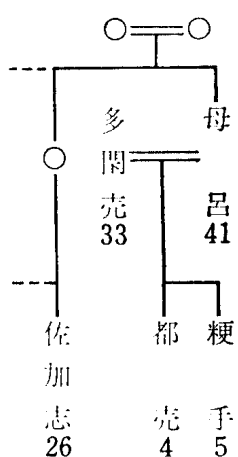
を 戸主 県主族母呂の戸（前掲書一一七九）



を 同上 庚寅年籍復原仮想系図

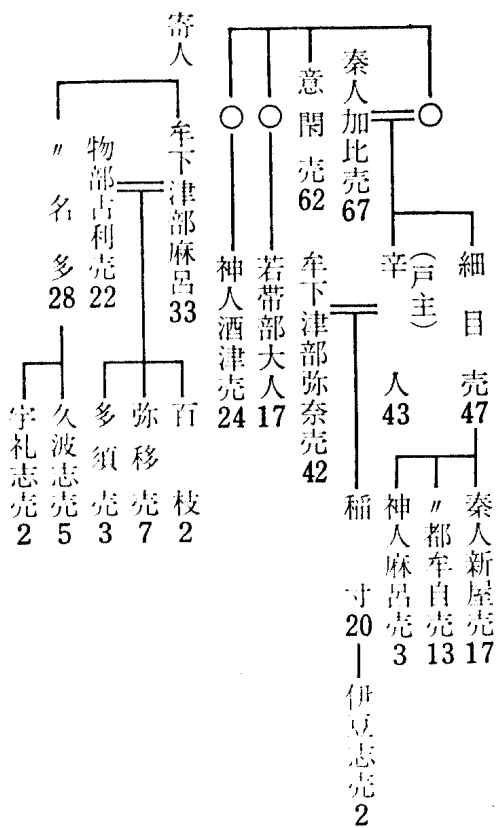


を 同上 庚午年籍復原仮想系図

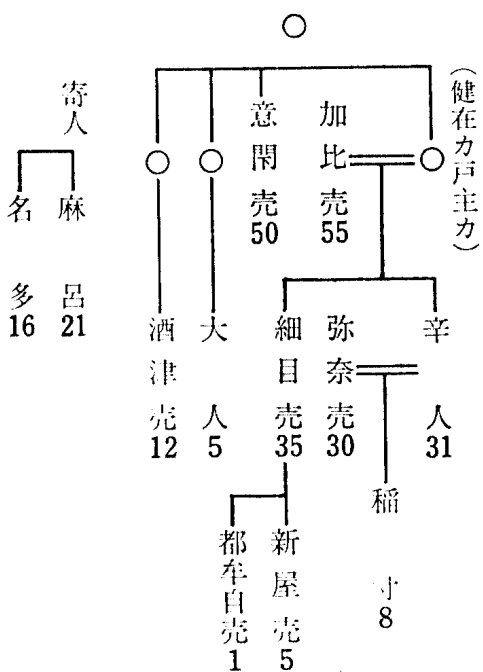


大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

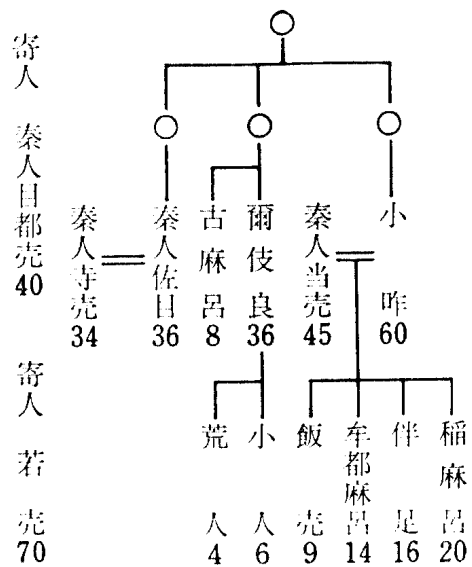
か 戸主 神人辛人の戸（前掲書一一六五）



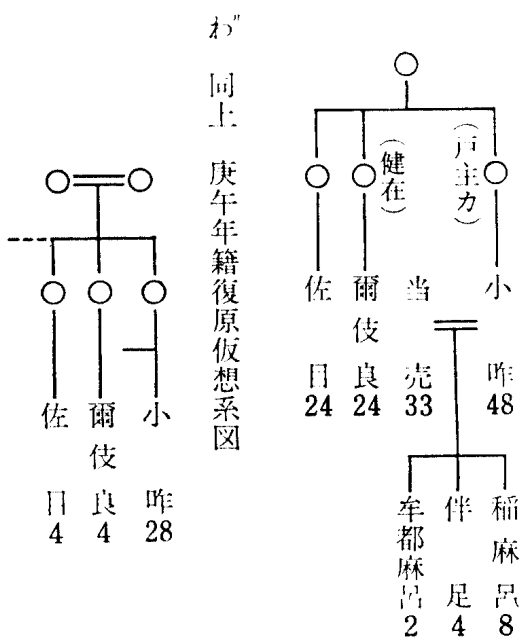
同上 庚寅年籍復原仮想系図



わ　戸主　秦人小咋の戸（前掲書一一八五）

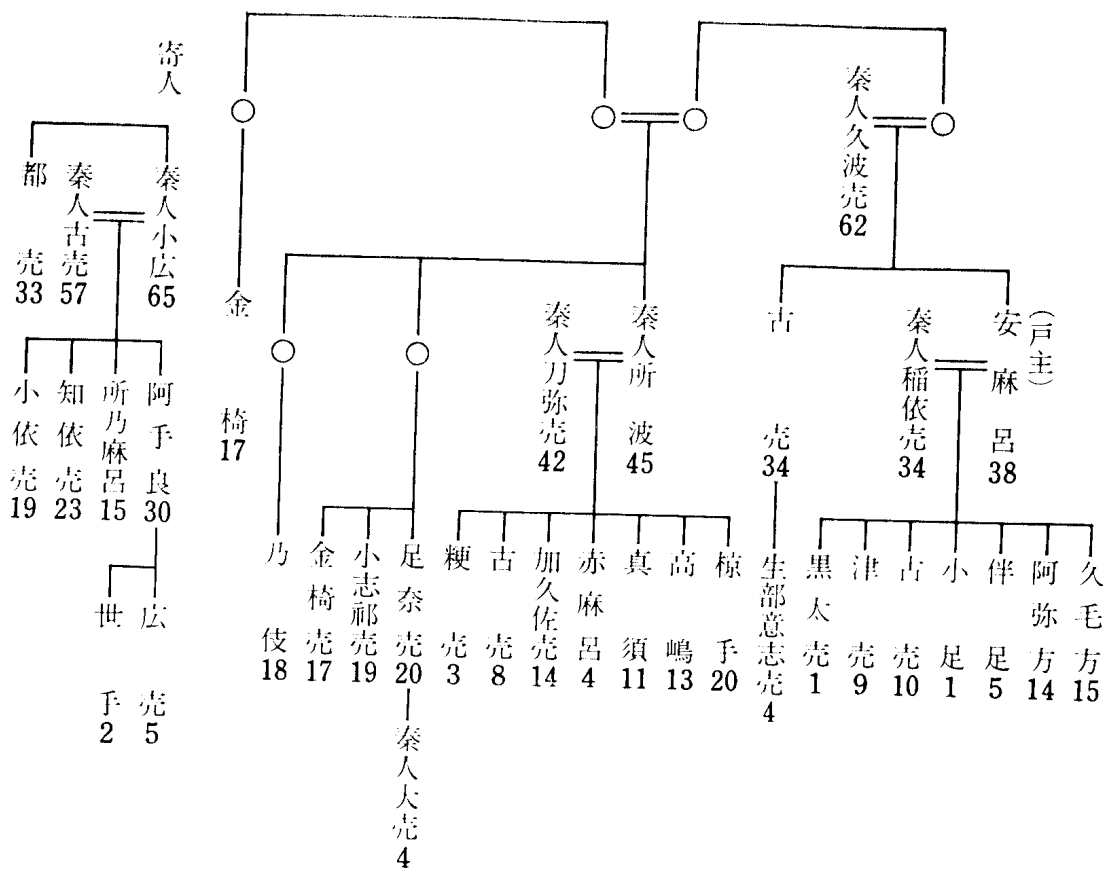


同上
庚寅年籍復原假想系図

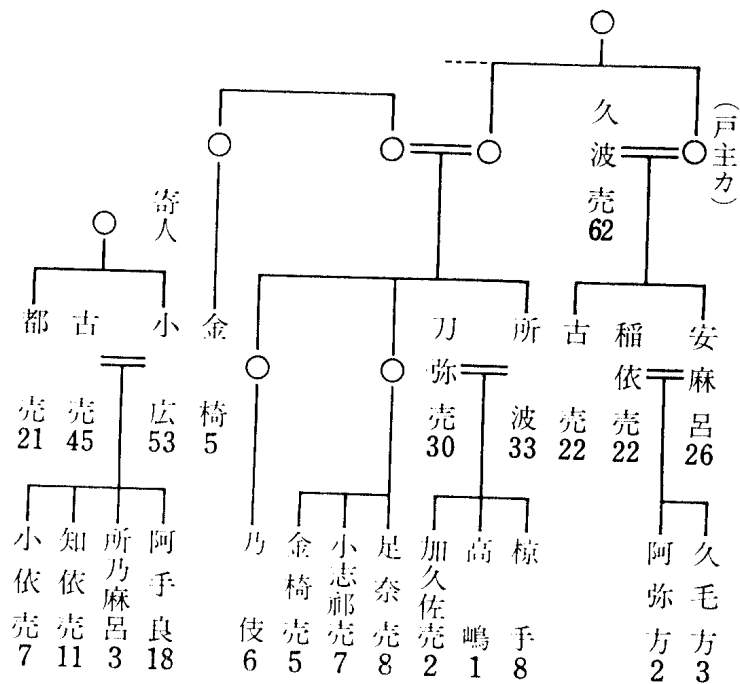


同上 庚午年籍復原仮想系図

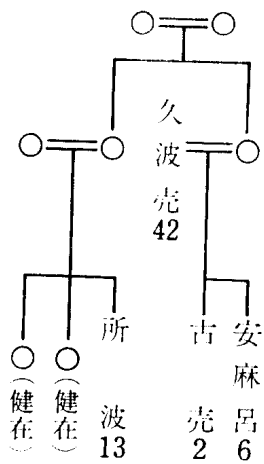
よ 戸主 秦人安麻呂の戸（前掲書一八八）



よ' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

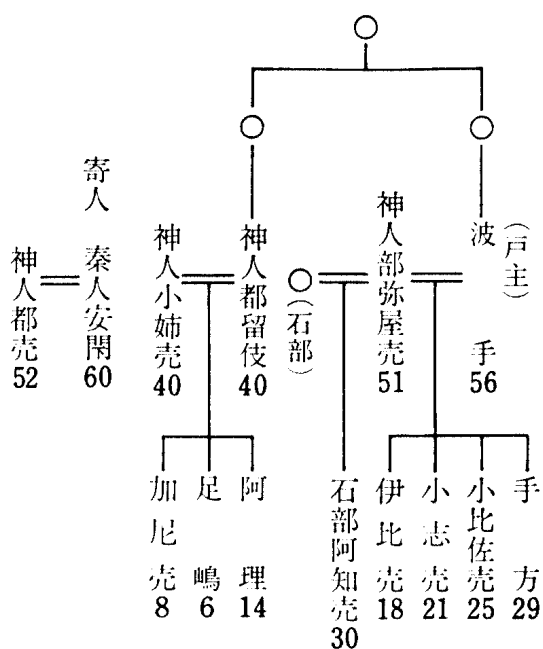


よ" 同上 庚午年籍復原仮想系図

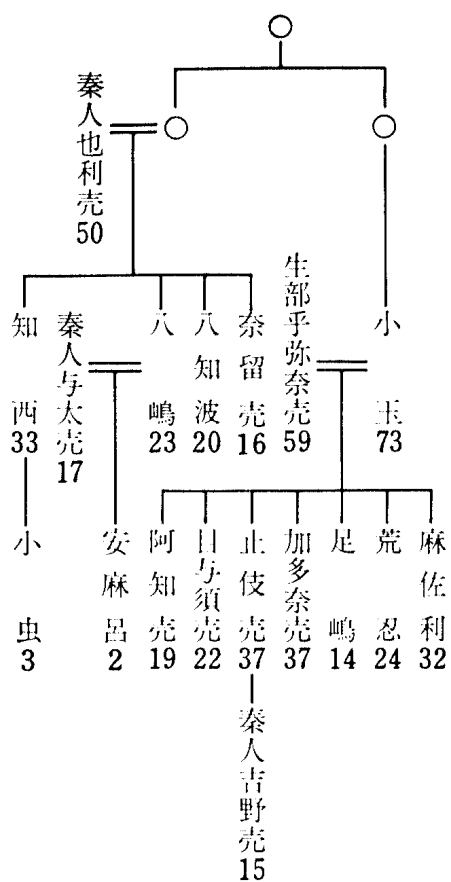


大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

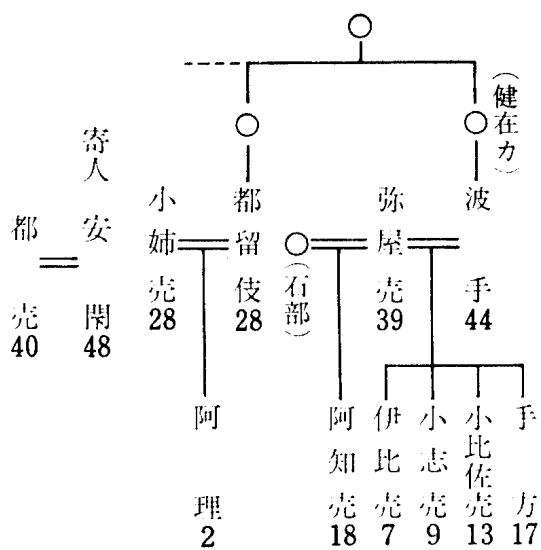
た 戸主 神人波手の戸(前掲書一七四)



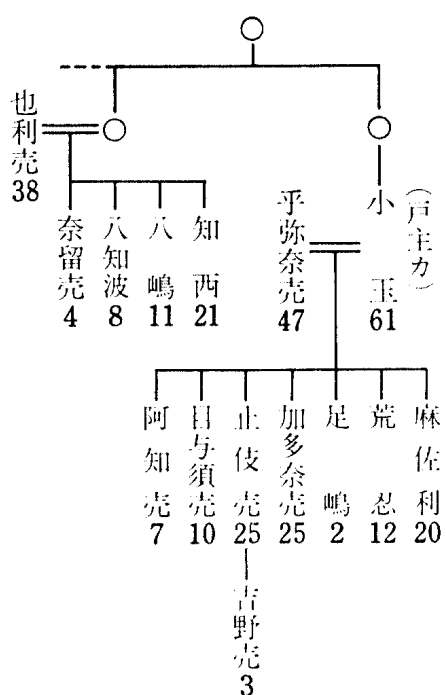
れ 戸主 秦人小玉の戸(前掲書一七〇)



だ 同上 庚寅年籍復原仮想系図



れ 同上 庚寅年籍復原仮想系図



堅
 牛 64
 意 志 比 止 21
 大 屋 35
 鳴 壳 42
 都 (戶主)
 弥 85
 小 己 里 50
 馬 手 58
 意 志 比 止 21
 大 屋 35
 鳴 壳 42
 小 己 里 50
 馬 手 58
 伊 尼 壳 4
 小 梗 壳 8
 真 怒 壳 11
 知 怒 壳 25
 東 人 14
 多 比 良 22
 秦 人 木 代 壳 2
 不破勝族漢壳 47

```

graph TD
    G1(( )) --- G2L(( ))
    G1 --- G2R(( ))
    G2L --- G3L[堅]
    G2R --- G3R[都]
    G3L --- G4L1[牛 52]
    G3L --- G4L2[大 屋 23]
    G3L --- G4L3[鳴 壳 30]
    G3R --- G4R1[小 己 里 38]
    G3R --- G4R2[馬 手 46]
    G4R1 --- G5L1[知 怒 壳 13]
    G4R1 --- G5L2[東 人 2]
    G4R1 --- G5L3[多 比 良 10]
    G4R2 --- G4R2_2[漢 壳 35]
  
```

○ (戸主) 都々 弥 68
 秦人小倍志壳 45
 也 呂 都 61
 秦人猪手壳 50
 秦人身壳 28
 奈理 16
 百足 19
 五百依 22
 由弥 25
 惠止壳 11
 比壳 13
 大庭 9
 秦人部麻理壳 35
 加良比止 43
 秦人阿加壳 5
 牟志壳 2
 宇麻 8

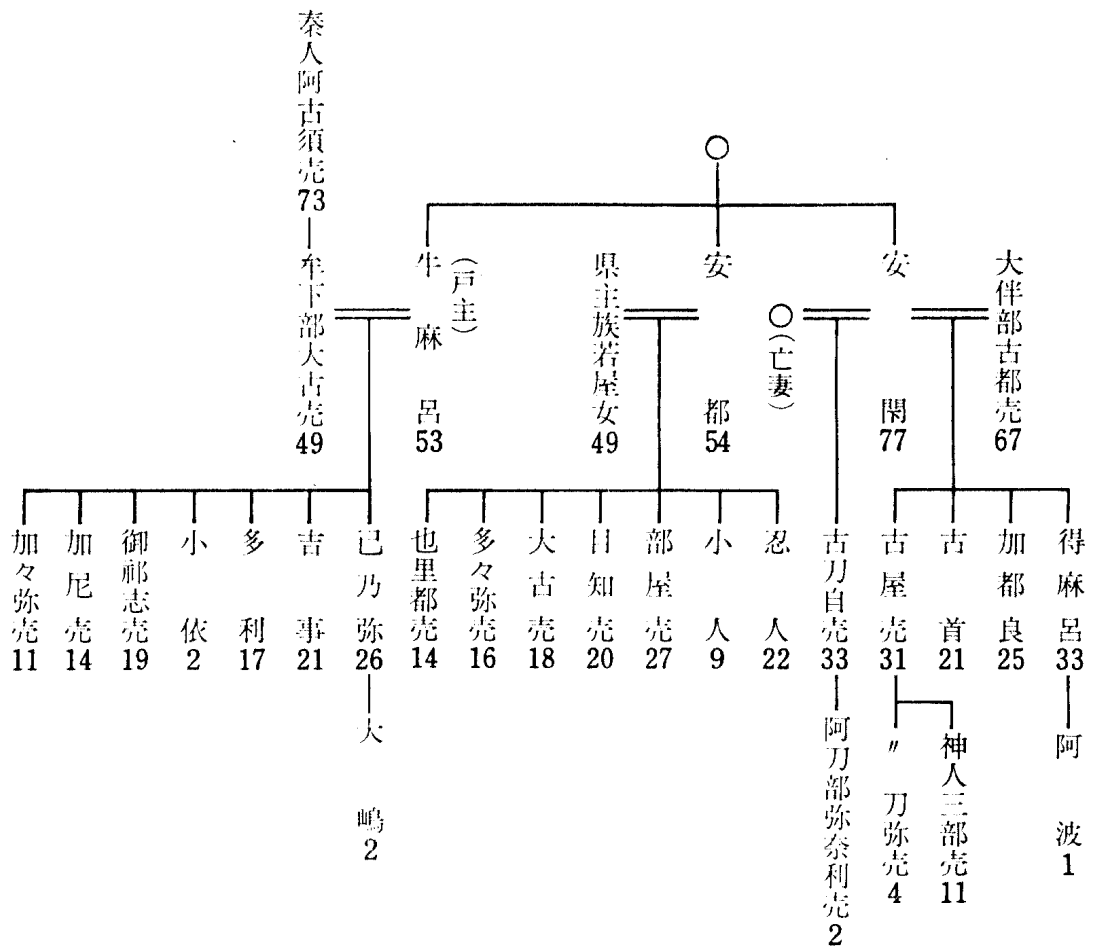
同上 庚午年籍復原仮想系図

(戸主)
 (健在)
 也 呂都 29
 小倍志 壳 13
 都々 弥 36
 加良比止 11

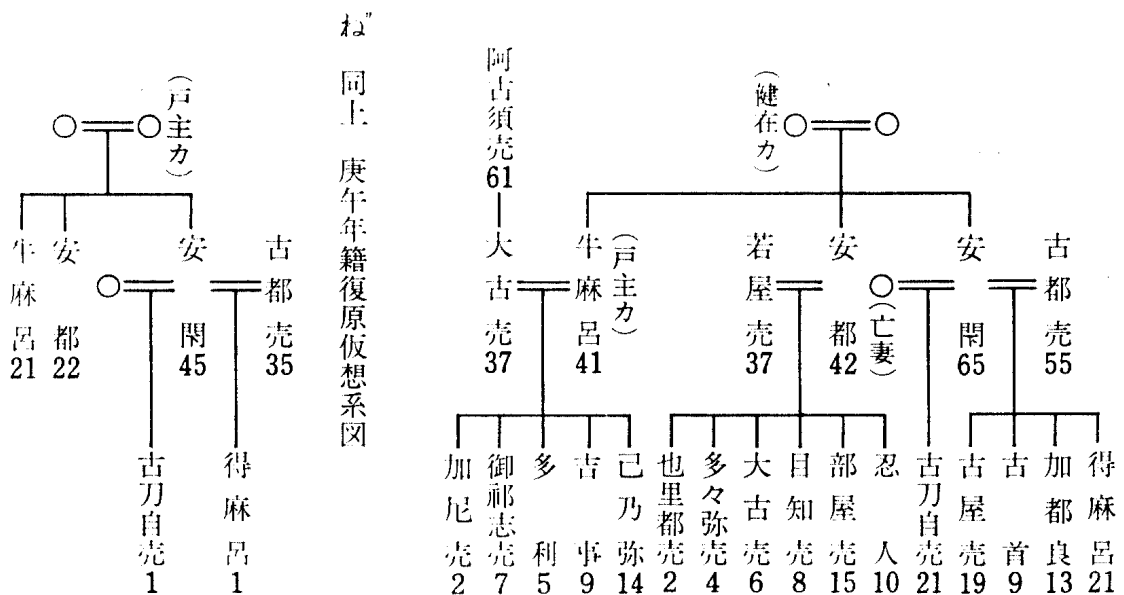
(健在力)
 (戸主)
 猪手 壳 38
 也 呂都 49
 小倍志 壳 33
 都々 弥 56
 身 壳 16
 奈理 4
 百足 7
 五百依 10
 由弥 13
 比 壳 1
 加良比止 31
 (健在)

大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

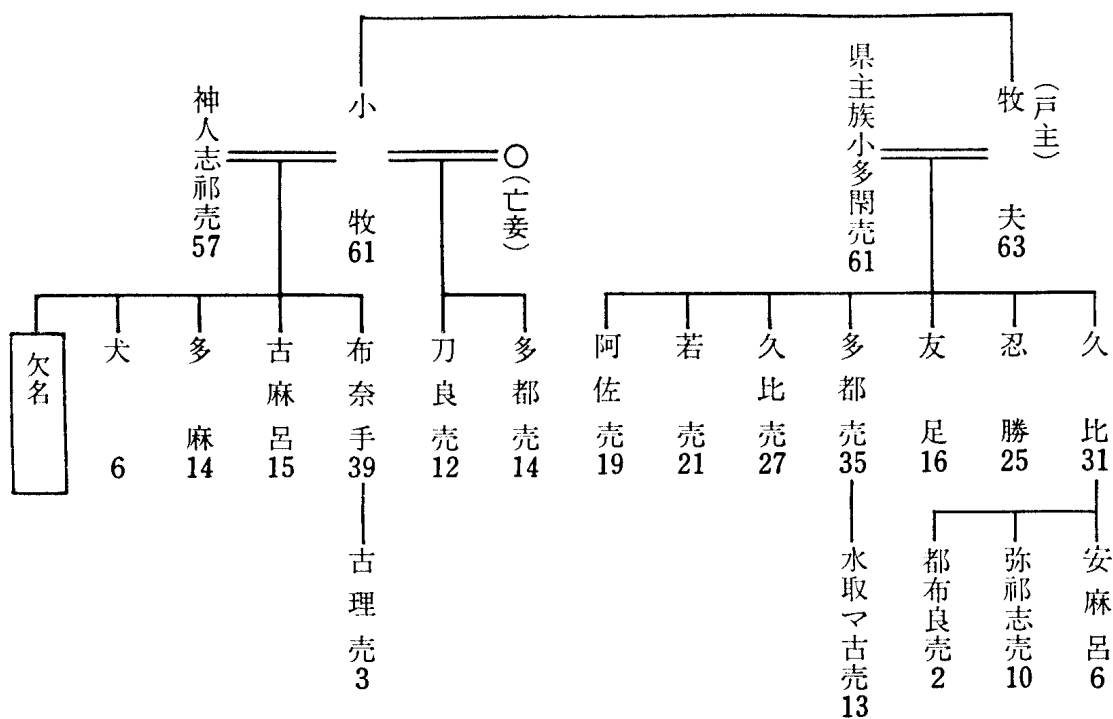
ね 戸主 県主族牛麻呂の戸 (前掲書一一六〇)



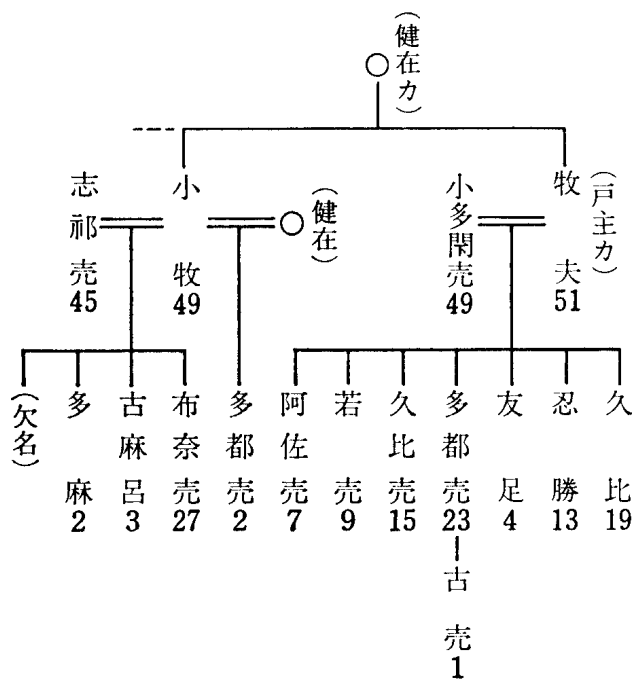
ね 同上 庚寅年籍復原仮想系図



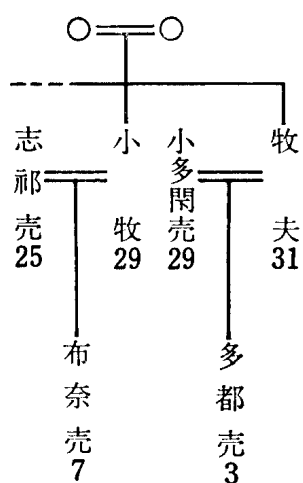
な 戸主 神人牧夫の戸 (前掲書一七三)



な' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

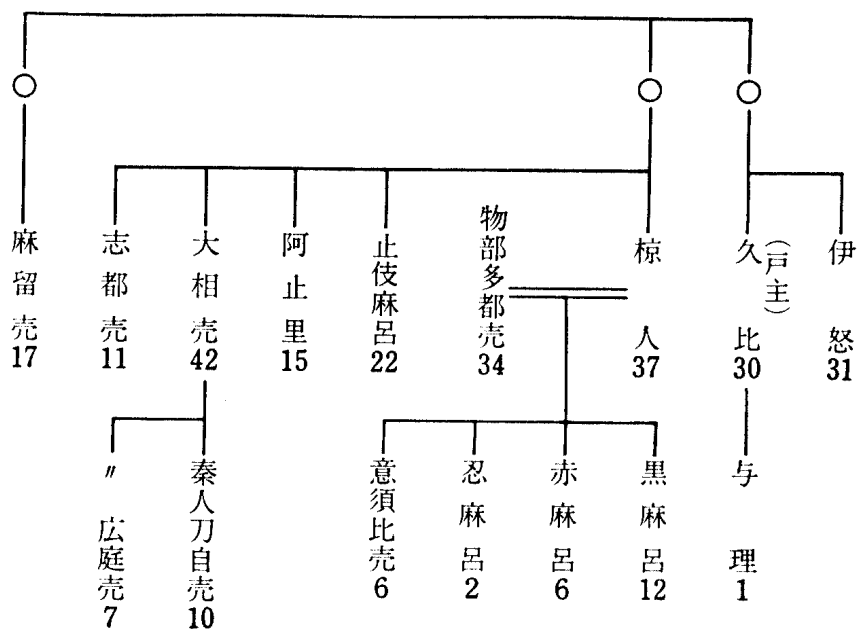


な'' 同上 庚午年籍復原仮想系図

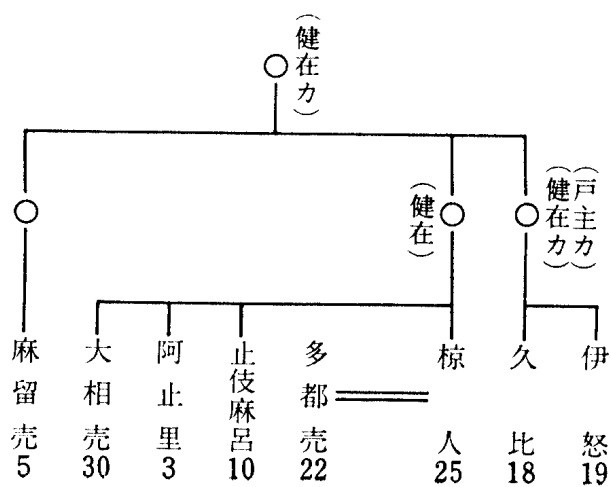


大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

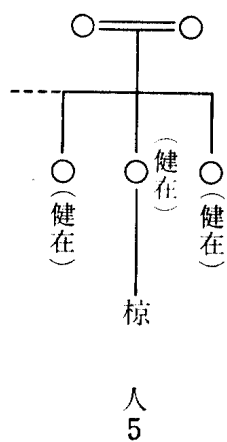
ら 戸主 秦人久比の戸(前掲書一一七八)



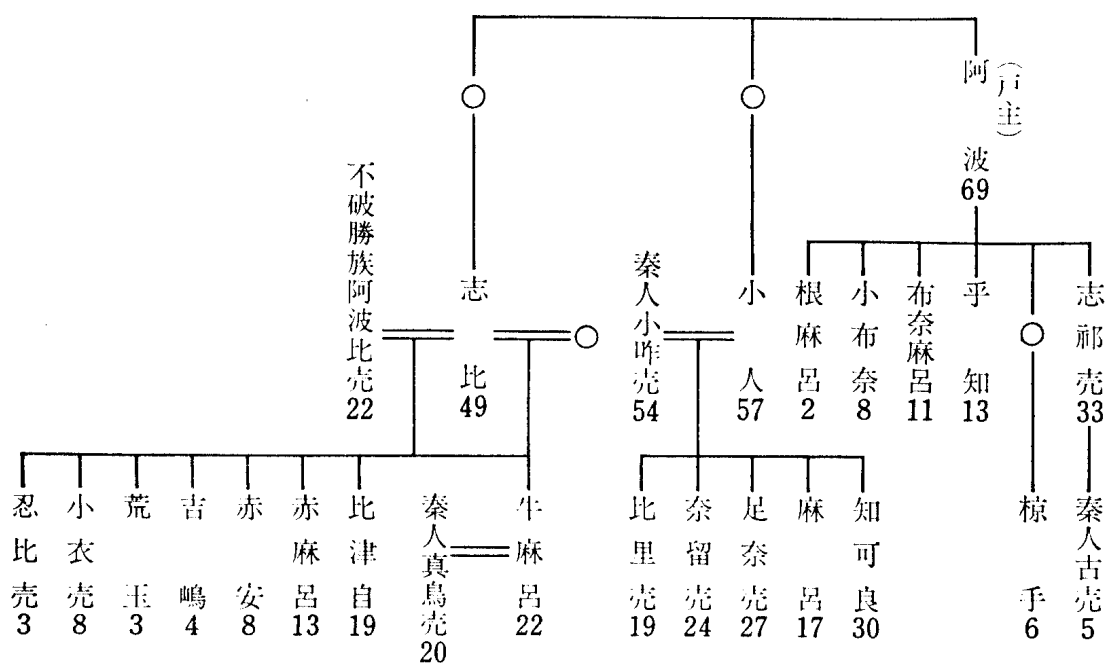
ら' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



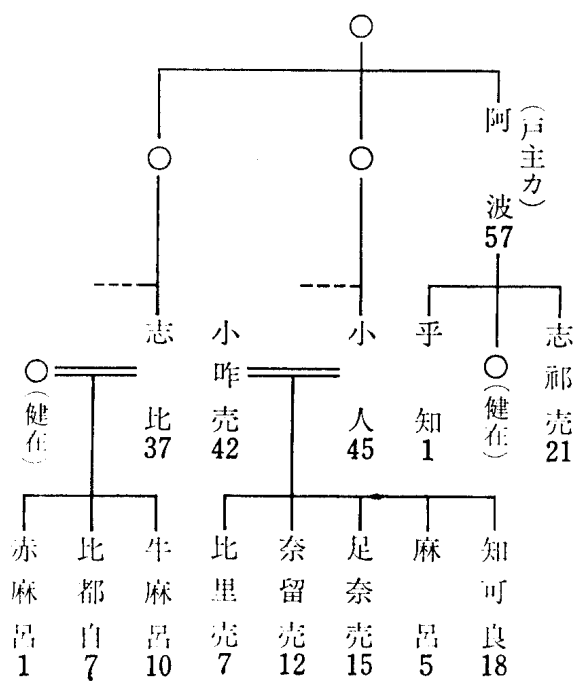
ら" 同上 庚午年籍復原仮想系図



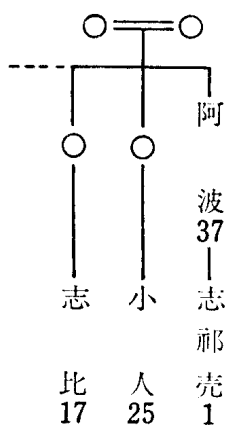
む 戸主 秦人阿波の戸（前掲書一一九四）



む' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

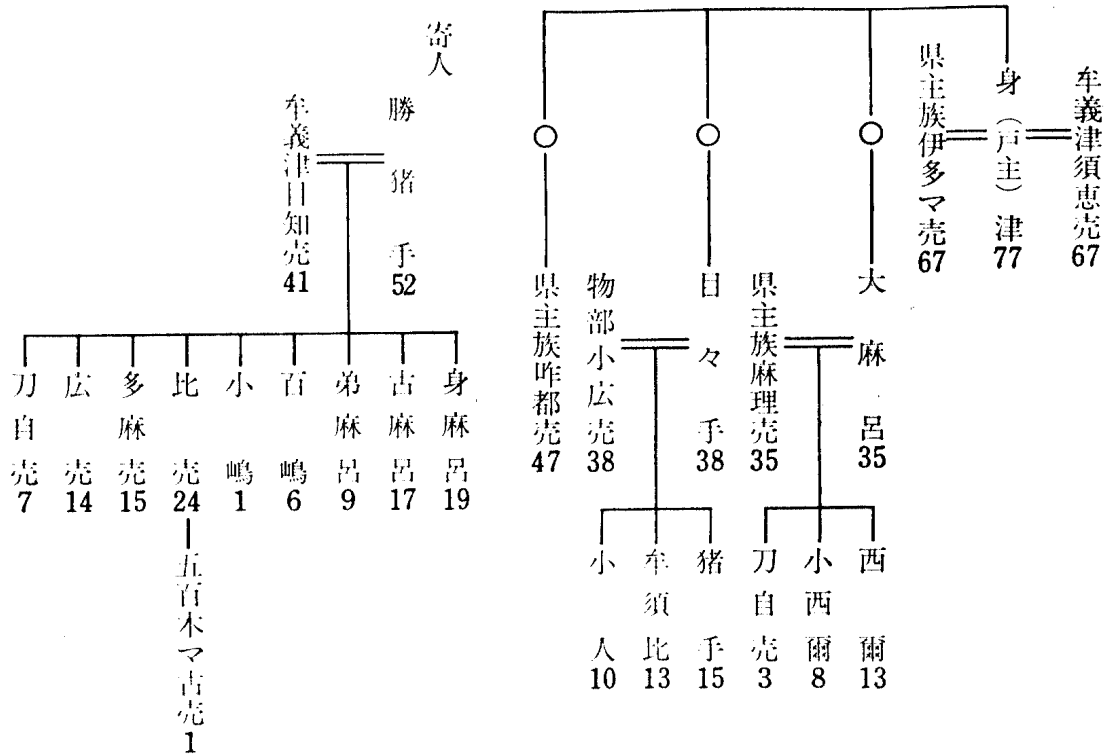


む" 同上 庚午年籍復原仮想系図



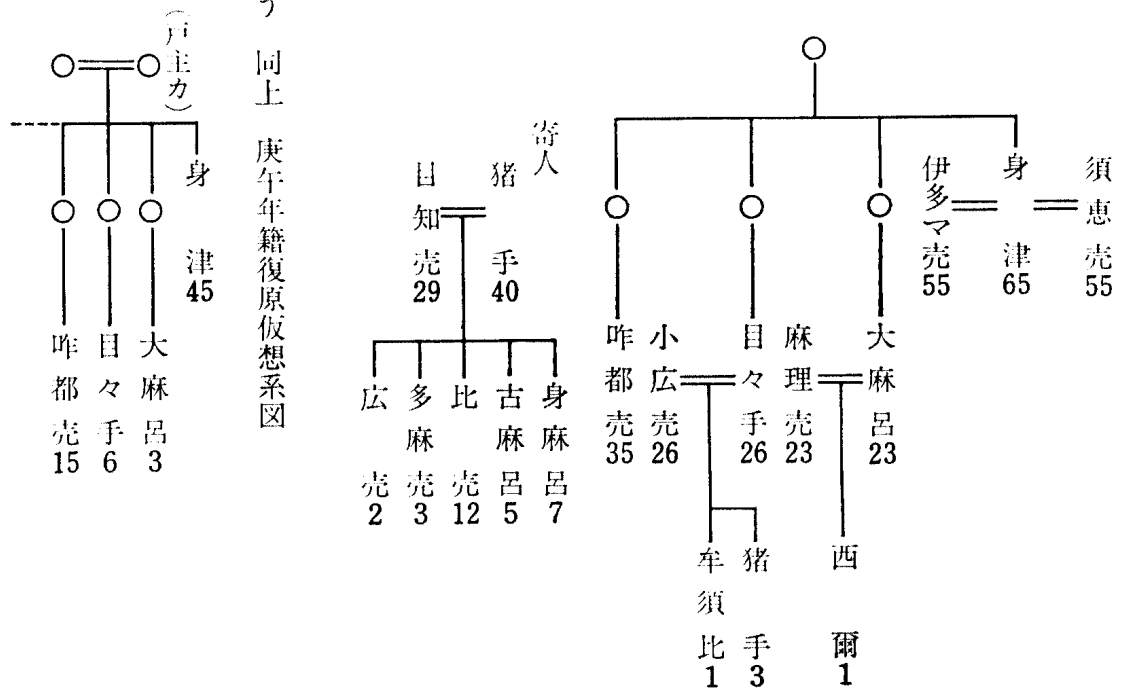
大宝二年御野国半布里戸籍の分析(下)

う 戸主 県主族身津の戸(前掲書一一八九)

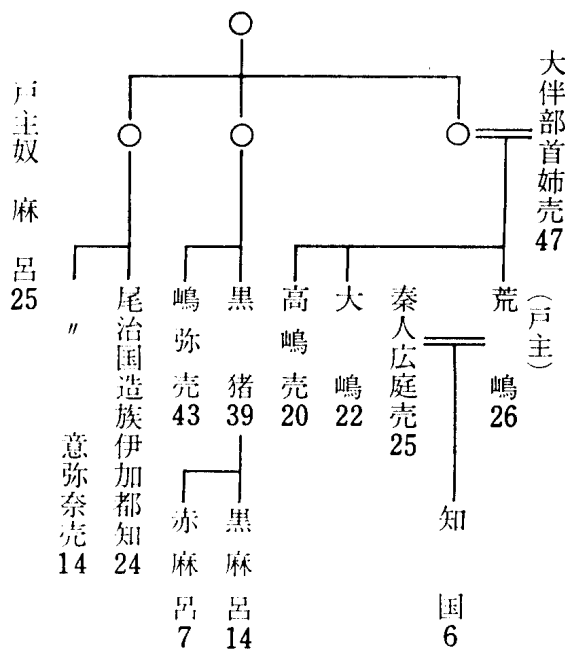


う' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

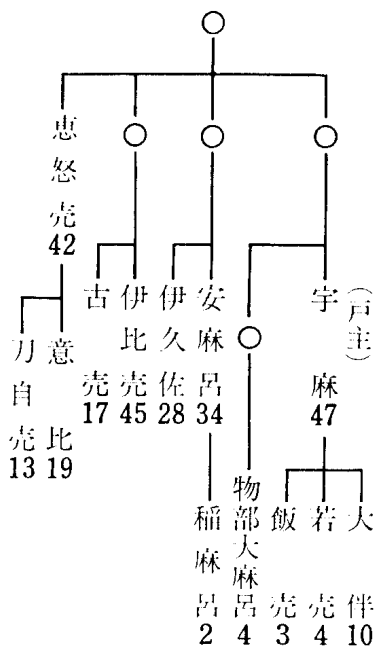
う'' 同上 庚午年籍復原仮想系図



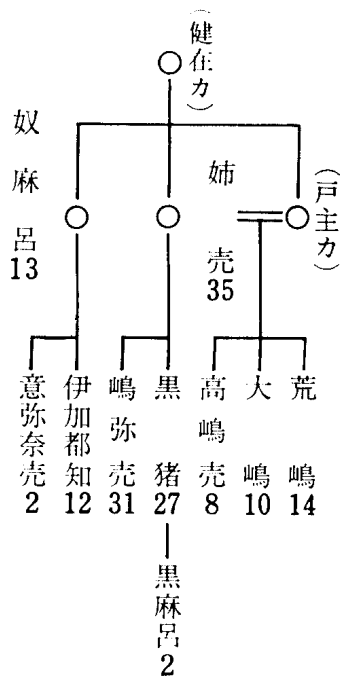
る 戸主 県造荒嶋の戸（前掲書一六四）



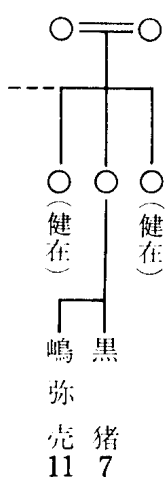
の 戸主 物部宇麻の戸（前掲書一五八）



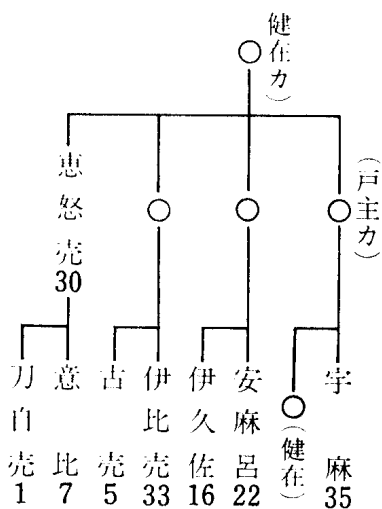
る' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



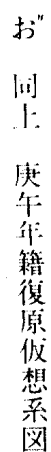
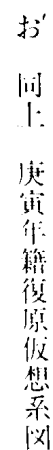
る'' 同上 庚午年籍復原仮想系図



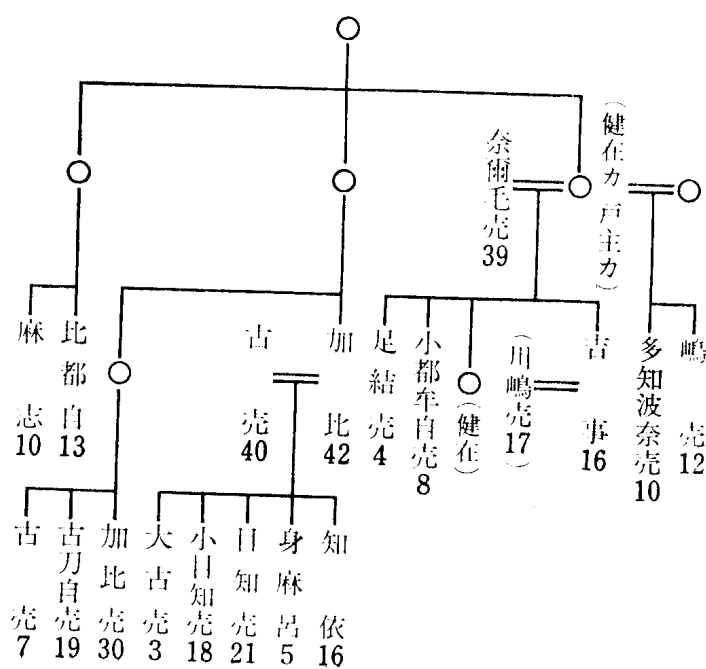
の' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



お 戸主 県主族長安の戸（前掲書一八）

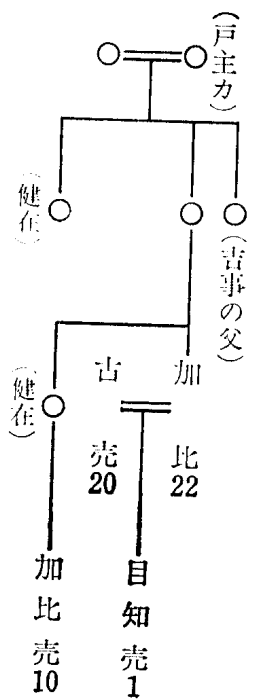


同上
庚寅年籍復原仮想系図



同上
庚午年籍復原假想系図

○(吉事の父)



各戸の分析

戸主秦人多麻の戸は、庚寅年においては系図いの如く戸主多麻夫妻を中心とした家族数10数口のB型構成の一家族であったと想像される。この戸には多麻の兄弟とその子孫、所謂傍系親を一名も含んでいない点からすれば、庚寅年において多麻夫妻を中心とした一家を一戸として貫附したものと推定される。もしこの戸の創立年次が庚午年に遡るものとすれば、系図いの如き多麻夫妻を中心とした家族数6〜7口の典型的A型の一家であったと想像される。しかし、多麻らの年令からすれば、多麻の両親が当時なお健在で、他に多くの傍系親を含んだB・C型の一家であった可能性がより強い。もしそうとすれば、多麻の一家は庚寅年においてその祖戸から分析々出され、新立戸として一戸を創立したことになる。

庚寅年に恐らく多麻夫妻を中心とする10数口を以て一戸を創立したこの戸は、以後12年順調な生成発展をとげて、多麻夫妻の長寿のためおなじB型構成ながら、大宝2年には28口に達する三世累居の大家族へと発展した。大宝2年においては、長男小須・次男乃伎・四男阿麻留は妻と4〜5名の男女をもち、それぞれ6〜7口の血縁グループを構成しているが、子女の年令などから推して、戸主県主族安麻呂の戸などと同様、まだそれぞれ一家を構成する迄には至っていないと思われる。恐らく戸主夫妻を中心とした一戸Ⅱ一家と考えて間違いないだろう。従ってこの戸は、庚寅年〜大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、また従って法的擬制も受けていないと考えられる。

しかしこの戸は、和銅・養老の頃ともなれば、長男小須を始め乃伎・小乃伎・阿麻留らはそれぞれ独立した一家を構成するに至るであろう。また現戸主多麻夫妻は、春部里戸籍の戸主春部安多らとおなじく、幽冥境を異にして籍帳から姿を没するであろう。戸の分析々出が全く自由ならば、戸主権が現戸主多麻から長男小須に移るころ、乃至その

後程なく乃伎・阿麻留らはそれぞれ新立の戸として分析々出され一戸を創立しよう。その際彼らの一戸がA型の家族構成をとるかB型であるかは、現戸主多麻夫妻の死亡時期乃至分析々出の年次によって決定されよう。いずれにせよ和銅・養老の年代には、この戸は3～5戸に分割新立されるべき時期に遭遇するのである。

次に、この戸には戸主家族のほか奴婢4口が含まれている点留意される。半布里54戸中奴婢を含む戸は9戸であるが、多くは1口ないし2口を含むのみであり、4口の口数は有名な県造吉事の戸に次いで第2位である。いずれも戸主の所有と記され、奴荒嶋27才、婢身売30才、婢奈井売22才、婢佐已売12才の年令構成は隷属的労働力としてみるとき、かなり良質のものと言わねばならぬであろう。また奴荒嶋と3口の婢の血縁関係は明らかでないが、3口の婢がいずれも姉妹であることは注意を要する。勿論このことを以て直ちに私奴婢でなく家人であると断定することはできないが、3口の婢が単なる私奴婢でなく家人である可能性も絶無ではないと言えよう。

なお多麻の戸における奴婢の所有時期について考えれば、本戸にあってはかなり早く庚寅年以前においてこれらの奴婢を所有していた可能性が高い。かりに庚寅年にこれらの奴婢が本戸の所有であったとすれば、奴荒嶋は庚寅年においては15才、婢身売は18才、同奈井売は10才であったが、佐已売は出生前であった可能性が強く、身売らの両親が健在で、身売らの両親を中心とした4～5口の親子が奴婢として多麻の戸に隷属していた可能性もある。この点、庚寅年以後になって新たに購入されたことの明らかな同里生部津野麻呂の戸の戸主婢久良売5才の場合とは、質・量と共に、その所有時期においても異なっているのである。

以上秦人多麻の戸は、①戸の創立年次は基本的には庚寅年と想像されるが、庚午年に遡る可能性もなくはないこと。②庚寅年～大宝2年を通じて一家一戸であること。③従って法的擬制を現時点では受けていないと考えられること。④家族の血縁構成は庚寅～大宝2年を通じてB型であるが、これは戸主多麻夫妻の長寿のためで、今少し短命

ならB型からC型へと変化するべき内容をもつこと。⑤和銅と養老の年次には、この戸は3～5戸に分析々出さるべき時期を迎えること。⑥寄人はまったく含んでいないが、半布里としてはやや質量共に豊富な奴婢をもつこと。などの諸点をその特色としてあげることができよう。

戸主秦人多麻の戸に酷似した血縁構成をもつのが戸主秦人弥蘇・戸主県主族嶋手の両戸である。なお厳密に言えば、この両戸は多麻の戸より一造籍年経過した時点のⅡすなわちそれだけ進展したⅡ内容をもっている。庚寅年における弥蘇の戸は、おそらく系図^ろの如く、弥蘇の父母を中心とした家族数10数口のB型構成の一族であったと想像され、嶋手の戸も系図^はの如く、嶋手の父母を中心とした家族数約20口の典型的なB型構成の一族であったと推定される。この両戸の創立年次が庚午年に遡るものとすれば、系図^ろ・^はの如く、弥蘇・嶋手の父母を中心とした家族数7～8口の、典型的なA型の一族であったと想像されるが、両戸とも多麻の戸同様、当時においては弥蘇や嶋手の祖父母や多くの傍系親を含むBないしC型の一族であった可能性が強い。しかし庚寅年における両戸は、所謂傍系親は一名も含んでいなかったと考えられるから、庚寅年にその祖戸より分析々出された新立戸である可能性がより強いように思う。庚寅年に恐らく弥蘇・嶋手の父母を中心に、それぞれ10数口、約20口を以て一戸を創立した両戸は、以後12年間に順調な生成発展をとげて、大宝2年にはそれぞれ23口・30口に達する大家族に発展した。ただ戸主秦人多麻の戸と異なるところは、同戸の戸主多麻が80才の長寿を保ったのに対し、ほぼ同年令と想像される弥蘇・嶋手の父が死亡したため、戸主権が弥蘇・嶋手に移り、大宝2年にはC型の血縁構成に進展した点である。しかし弥蘇の母秦人由良売、嶋手の母県主族古売からみれば、多麻の戸と同様なおB型に止まっている。

この両戸は、戸主家族のみで他に寄人・奴婢など非血縁者は1口も含まず、庚寅年と大宝2年を通じて法制上は一戸Ⅱ一家である。庚寅年においては実質的にも一戸Ⅱ一家であり法的擬制は受けていなかったと考えられる。しかし

大宝2年においては、秦人弥蘇の戸では、戸主弥蘇の弟目里は妻子の外に妾をもち、戸主弥蘇らの一家とは別に次第に独自の一家を構成しつつあった可能性をもつ。また県主族嶋手の戸においても戸主嶋手の弟小嶋・同多都らのグループはそれぞれ独自の一家を構成しつつあったことが考えられよう。両戸とも戸主の母由良売・同古売が健在であるから、法制上は別籍異財が禁じられており一戸の中に止まっていたとはいえるが、次第に実質的生活と法制上の記録の間に相違を生じつつあった疑いがかけられる。この点においても両戸は先の秦人多麻の戸より一段階進展した様相が感ぜられるのであり、和銅・養老の頃には両戸は共に分析々出の必要期を迎えることになったであろう。この両戸の特色は①寄人・奴婢を含まず、戸主の血縁家族のみで構成されていること。②戸の創立年次は庚午年に遡る可能性もあるが、基本的には庚寅年の新立戸と考えられること。③庚寅年においてはB型の血縁構成をもち（庚午年に遡るとすれば同年ではA型）大宝2年には戸主中心に考えればC型に進展しているが、戸主母がなお健在で戸主母中心にみればなおB型に止まっていること。④法制上は庚寅年～大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であること。⑤また庚寅年においては実質的にも一家Ⅱ一戸と考えられ、従って法的擬制もうけてないと考えられること。⑥しかし大宝2年においては一戸Ⅱ2～3家に分家の萌がみえはじめ、生活の実態と法制上の記録に差等が感じられること。⑦和銅・養老の年次には、戸口の増大成長による戸の分析新立を必要とする時期を迎えること。などである。

戸主守部加佐布・戸主不破勝族金麻呂の両戸は、庚寅年においては何れも系図に・ほのように現戸主の父母を中心としたB型の血縁構成をもち、口数10余口の一家Ⅱ一戸であったと想像される。何れも少数の奴か寄人を含むが従属的家口と考えて大過なからう。なお両戸の創立年次は庚午年に遡る可能性も強く、もしそうとすれば系図に・ほの如く現戸主の父母を中心とする5～6口のA型家族であったと想像される。しかし、戸主秦人多麻の戸などと同様、庚寅年にその祖戸から分析々出された新立戸である可能性も強い。

庚寅年に何れもB型の血縁構成をもつ一家Ⅱ一戸で発足したこの両戸は、以後12年間に何れも順調に生成発展し、他面戸主夫妻は何れも死去して戸主権は加佐布と金麻呂に承継され、大宝2年には系図に・ほの示すC型の血縁構成へ進展している。戸主守部加佐布の弟阿手らのグループはまだ独自の独立した一家を構成したとは断じ得ないのみでなく、その戸口の質的な構成内容からはむしろ父母生存中と同様、戸主を中心とした一族と想定され、加佐布の戸は大宝2年においても一戸Ⅱ一家と考えられる。しかし、これに反して戸主不破勝族金麻呂の弟阿良手は、妻子のほかに妾やその連子を含む14口の豊富な血縁構成をもつ点から、戸主金麻呂とは別個の独立した一家を構成していた可能性が強く、本来なら金麻呂の戸から分析独立し、独自の一戸として貫附さるべきものであったかも知れない。それがなおこの戸に止まったのは五十戸一里制の制約などによって新立戸として一戸を創立できなかった場合などが考えられよう。従って大宝2年における不破勝族金麻呂の戸は一戸Ⅱ二家よりなっていたことも考えられるのである。

従ってこの両戸は、①戸の創立年次が庚寅年と考えられるが、庚午年に遡る可能性も高いこと。②庚寅年においてはB型の血縁構成をもち、大宝2年にはC型に進展(戸の創立が庚午年とすれば庚午年A型―庚寅年B型―大宝2年C型と進展したことになる)し、家族構成の典型的進展様相を示していること。③庚寅年においては共に一家Ⅱ一戸と考えられ、法的擬制は受けていないと考えられること。④守部加佐布の戸には正丁2口(1口は兵士)を含む4口の寄人(但し他の2口は幼小児)、不破勝族金麻呂の戸には戸主所有の正奴1口を含んで、両戸の経済的余裕を思わせること。などにおいて共通し、⑤両戸に含まれる戸主血縁者以外の戸口は奴といい、寄人といっても、いずれも戸主家族の従隷属者と考えられるが、不破勝族金麻呂の戸が奴をもち寄人を持たぬのに対し、守部加佐布の戸は、奴婢をもたず寄人をもつこと。⑥守部加佐布の戸が大宝2年においても一戸Ⅱ一家で法的擬制を受けていないと考えられるのに対し、不破勝族金麻呂の戸は大宝2年では一戸Ⅱ二家、従って法的擬制をうけている可能性もあるという点、

両戸は相違するといえよう。

戸主秦人部身津・戸主秦人山・戸主県造紫の3戸も、戸主守部加佐布・戸主不破勝族金麻呂の両戸とおなじく、戸の創立年次は庚寅年と考えられるが庚午年に遡る可能性も高い。もし戸の創立年次が庚午年に遡るとすれば戸主身津・同山の父母および、戸主紫の祖父母を中心とする、それぞれA型の一戸Ⅱ一家であったと想像される。庚寅年においては、身津・山の父母、紫の祖父母が健在ならB型（秦人山の戸は御奴良売1才誕生のためD型）、戸主が身津・山、紫の父であればC型の血縁構成であったと考えられる。秦人山の戸には母娘計2口の寄人を含み、県造紫の戸にはかなりの寄人と奴婢を含むが、その性別・年令・血縁構成などから何れも従隸属的家口と判断される。

庚寅年における秦人身津の戸は、仮に戸主権がすでに身津に移っていたとしても、弟加太のグループを加えて一族であったと想像され、一家Ⅱ一戸であったと考えられる。従って法的擬制はうけていない。大宝2年には順調な生成発展をとげてさらに一世代を加え、D型の血縁構成となり、24口の大家族となっている。戸主弟加太のグループは三世代17口、戸主とは独立した一家を構成した可能性もある。もしそうとすれば、大宝2年における身津の戸は一戸Ⅱ二家であり、法的擬制を受けていることになるが、戸主身津の血縁グループの構成内容をみればなお一家Ⅱ一戸であった可能性も高い。秦人山の戸における弟林のグループは、10口を越す豊富なグループで、一見独自の一家を構成した疑いを感じるが、戸主山の妻妾古屋売・和良比売、林・衣手の妻小売・太志売、戸主山の孫御奴良売らの戸籍に記された記載順序からすれば、戸主山・弟林の両グループは合せて一大家族であったと推定される。従って、庚寅年に10口余のC型で発足した同戸は、大宝2年には口数20口余D型の大家族に発展したが、庚寅→大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、法的擬制は受けていないと思われる。県造紫の戸は、庚寅年では紫の父または祖父が戸主で、身津や山の戸に酷似した血縁構成をもっていたが、紫の父が身津や山に比較して、大宝2年以前に、年若くして死亡したた

め、大宝2年では両戸より一世代進展したE型に発展している。しかしこの戸は、庚寅〜大宝2年を通じて戸主を中心とした一族と考えられ、従って一戸Ⅱ一家、法的擬制はうけていないと判断される。

秦人山の戸の寄人漢人志比売母娘は、志比売の夫が秦人である点からすれば、戸主秦人山やその家族と何等かの血縁的關係が存するかも知れないが明らかでない。また、すでに庚寅年当時よりこの戸の寄人であった可能性もあり、以後に付戸された可能性もあってこの戸の寄人となった時期も明らかでない。ともあれ母娘2口で独自の家族生活を営んだとは考え難いから、血縁關係の有無にかゝらず従属的家口と考えて間違ひなからう。県造紫の戸の寄人11口のうち、庚寅年当時に遡り得る者は物部伊怒売母子、五百木部多都売母娘、田原部小山の6口であり、他は以後この戸に付戸されたものである。またこの半布里には物部姓が一戸ある以外は、五百木部姓・田原姓また石上部姓の戸は見当らないから、いずれもこの戸の寄人は他里からの招請者と考えられる。また3口の奴婢は、戸主と戸主弟大島・戸主妻の三者に分有されている点に第一の特色がある。第二に、戸主奴は25才ですぐれた労働力といえようが、戸主妻の婢は17才、戸主弟の婢は僅か7才、いずれもすぐれた労働力とすることはできない。第三に彼らの年令からすれば、奴多都はともかく婢2口は大宝2年に近い年代にこの戸に買得された可能性が高い。

いずれにせよ、戸主県造紫の戸が3口の奴婢と11口の寄人という多数の隷従属的家口をもつことは、この戸の姓が県造という地方豪権層に連なる家柄を示すことと合せ考えると、勿論県造の本宗家ではないが、その末流に連る家としての家格と経済的な力とを示すものとして注意されよう。

従って以上の3戸は、①戸の創立年次は一応庚寅年と考えられるが庚午年に遡る可能性もあること。②戸の創立年次たる庚寅年(ないし庚午年)においてははいずれも一戸Ⅱ一家と考えられ、従って法的擬制はうけていないと推定されること。③血縁構成は庚寅年のC型から大宝2年ではD、E型(または庚午年A型↓庚寅年C(B・D)型↓大宝

2年D・E型)への進展を示すこと。などの共通した特色をもち、また(4)戸主秦人山・戸主県主紫の両戸は大宝2年においても一戸Ⅱ一家であり、従って法的擬制はうけていないが、戸主秦人部身津の戸は一戸Ⅱ二家であった可能性もあり、従って法的擬制をうけた可能性も絶無ではないこと。⑤県主紫の戸が、その家族構成において県造家という名門家の末流に位置することを示すこと。などの諸点は留意するに値しよう。

戸主県主族稲寸・戸主秦人黒当・戸主秦人止也比の諸戸は、戸の創立は庚寅年で、同年にはいずれも系図り・ぬ'の如きB(またはC)型の血縁構成をもち、家族の年令・性別・血縁構成の内容から考えて、3戸とも戸主を中心とした一族であったと想像される。大宝2年にはいずれも生成発展をとげて戸主権は稲寸・黒当・止也比に継承されて血縁構成はD型(県主族稲寸の戸のみは戸主稲寸からすればC型)に進展している。いずれも戸の創立年次は庚午年に遡る可能性をもっているが、その場合庚午年における家族構成は、いずれも系図り・ぬ'のような現戸主の父母を中心とした7〜8口のB型と想定される。戸主秦人止也比の戸の都麻利・加尼麻呂らのグループは、大宝2年においては戸主止也比のグループとは別個の一家を構成した可能性もあるが、なお戸主家族とともに一族であった可能性もある。戸主県主族稲寸・戸主秦人黒当の両戸はいずれも庚寅〜大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家と考えられ、従って法的擬制はうけていないと推定される。また戸主県主族稲寸の戸には寄人2口(県姓1口、県主人姓1口)があるが、いずれも単独でその年令等から従属的家口と考えてはば間違いない。

以上の3戸は、いずれも①戸の創立年次は庚寅年と考えられるが、庚午年に遡る可能性もあること。②戸の創立時点においては、いずれも一戸Ⅱ一家で、従って法的擬制はうけていないこと。③血縁構成は庚寅年にはB型(またはC型)で、大宝2年にはD型(または庚午年B型―庚寅年BまたはC型―大宝2年DまたはC型)へ進展していること。などの共通点をもっている。ただ、④戸主秦人黒当・戸主秦人止也比の両戸は奴婢・寄人のいずれも含まず、純

粹に戸主血縁者のみであるのに対し、戸主県主族稻寸の戸には従属的家口たる寄人2口を含むこと。⑤県主族稻寸・秦人黒当の両戸では大宝2年においても一戸Ⅱ一家であり、従って法的擬制はうけていないと考えられるのに対し、秦人止也比の戸は一戸Ⅱ二家の可能性もあり、従って法的擬制をうけた可能性もある点、相違するといえよう。

戸主県主族母呂の戸は、庚寅年において系図^レの家族構成で一戸を創立した可能性が強いが、庚午年に遡る可能性も高い。庚午年に遡るものとすれば、系図^レのように、母呂の父母を中心とした戸口数10口前後でB型の血縁構成をとったものと思われる。庚寅年では、戸主が母呂であった場合と母呂の父であった場合の両様が考えられるが、いずれにしても、戸口数20口余、D型の血縁構成をもつ一家Ⅱ一戸であったと推定される。

大宝2年には、さらに順調な生成発展をとげ、おなじくD型ながら戸口数29口の大家族となっている。血縁グループとしては母呂夫妻とその子・孫のグループ14口と母呂の甥佐加志の妻妾とその子・孫15口の2グループに大別でき、半布里戸籍の同戸の人名記載順序からすればこの両グループは同一家族と判断され、同戸は大宝2年においても一戸Ⅱ一家であったと推定される。従って、庚寅年と大宝2年を通じて法的擬制をうけていない。

戸主秦人小咋・戸主神人辛人・戸主秦人安麻呂・戸主神人波手の諸戸も庚寅年の創立と想像されるが、庚午年に遡る可能性もある。庚午年における家族構成は、系図^レのように、数口ないし約10口のいずれもB型であったと想像される。庚寅年では、秦人小咋・神人辛人の両戸は約10口のC型（もっとも秦人小咋の戸は戸主が小咋であればE型）、秦人安麻呂の戸は約20口・神人波手の戸は10口余のD型の血縁構成であったと思われるが、大宝2年には4戸いずれもE型に進展している。

秦人小咋の戸には単独寄人2口が含まれているが、性別・年令・口数から考えて戸主家族の従属的戸口と断じてはば誤りあるまい。また、この戸は庚寅年と大宝2年を通じ一戸Ⅱ一家と考えられ、法的擬制をうけた疑いは少ない。

神人辛人の戸にも寄人8口が含まれるが、牟下津の姓からすれば、戸主辛人の妻、弥奈売との関係が考えられ、すでに庚寅年において麻呂・名多の兄弟が、この戸に身を寄せた可能性が高い。もしそうとすれば、以後12年、大宝2年においては、麻呂は妻の外一男二女をもち、弟名多も二女をもうけて、8口の豊かな血縁構成をもつグループを形成するに至ったものと思われる。しかし、半布里戸籍における同戸の人名記載順序を考えると、この寄人グループが独自の独立した一家を構成したとは断じがたく、おそらく戸主辛人らの従属的家口として戸主らの一家に加わり、生計を共にしたものと推定される。もっとも従属的家口といっても、同戸の人名記載順序が、戸主同党妹神人酒津売・寄人名多の兄久波志売・同宇礼志売・戸主の嫡子稲寸の兄伊豆志売・寄人麻呂の妻古利売・麻呂の兄弥移売・同多須売の順になっている点からすれば、その従属性は比較的低く、戸主の姻族として血縁家族に近い待遇を受けていた可能性もある。

もっともこの記載順序と寄人名多が兵士であることを考えると、各種の想像が可能である。たとえば、名多が兵士として入団中であつたため、その兄久波志売姉妹が酒津売の許に預けられ、一房ないし一屋が与えられていたために、久波志売らは古利売に先立ち、神津売に続いて記載されたことも考えられ、そうとすれば寄人麻呂らは戸主とは別個の一家を構成した可能性もある。しかし年齢・性別等を考えるとき、本文の理解がもっとも妥当のように思う。

従って神人辛人の戸も、庚寅年（ないし庚午年）〜大宝2年を通じて、寄人を含んでなお一戸Ⅱ一家と考えられ、法的擬制をうけた可能性は少ない。

秦人安麻呂の戸は、9口の豊かな血縁構成をもつ寄人一グループを含む。このグループは庚寅年当時から同戸の寄人であつた可能性をもつ。庚寅年における戸主は、安麻呂の父か祖父であつたと想像されるが、約20口の戸主血縁グ

ループはその性別・年令など各単婚グループの構成内容から一家族であったと推定される。寄人秦人小広のグループは、その構成内容から独自で一家を構成したとは断定しにくい、その可能性も絶無ではない。従って、戸主家族の従属的家口にすぎなかった場合と戸主と対等の一家であった場合の両様が考えられ、もし前者であれば庚寅年におけるこの戸は一家Ⅱ一戸、後者であれば一戸Ⅱ二家であったとせねばならない。大宝2年における戸主家族は、安麻呂夫妻を中心としたグループと戸主同党所波のグループに二大別されるが、それぞれ一家を構成した可能性もある。従って、大宝2年の同戸は、寄人グループを加えてなお一戸Ⅱ一家であった場合も考えられるが、一戸Ⅱ三家であった可能性も強い。前稿でとりあげた戸主県主族比都自の戸と同様に、前者であれば法的擬制はうけていないが、後者であれば受けていたことになる。またいずれにせよ近き将来、戸主安麻呂と戸主同党所波の両グループは、それぞれ独自の一家を構成し別個の一戸を分析々出する年次を迎えることになる。

神人波手の戸にも、寄人2口を含む。性別・年令・姓から戸主家族の従属的家口であったと推定される。戸主同党都留伎のグループは、独自の一家を構成したとは考え難いから、同戸は庚寅年～大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないと思われる。しかし、都留伎のグループは、秦人安麻呂の戸の同党所波のグループなどと同様、近き将来戸主家族とは別個の一戸を創立すべき年次を迎えるに至ろう。

以上、戸主秦人小咋の戸以下の4戸は、①戸の創立年次は庚寅年と想像されるが庚午年に遡る可能性もあること。②いずれも奴婢は含まないが、戸主血縁者のほかに寄人を含むこと。③血縁構成は、庚寅年のC・D型から大宝2年はE型(庚午年に遡るとすれば、庚午年B型―庚寅年C・D型―大宝2年E型)へ進展すること。などの諸点において共通している。また④秦人小咋の戸以下の3戸は、庚寅年～大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、従って法的擬制はうけていないと考えられるのに対し、秦人安麻呂の戸のみは一戸Ⅱ二～三家である可能性もあり、従って法的擬制

をうけた可能性もあること。⑤秦人安麻呂の戸の戸主同党所波や神人波手の戸の戸主同党都留伎のグループなどは和銅・養老期には一戸を分析々出すべき年次を迎えるであろう、ことなどを指摘できる。

戸主秦人小玉・戸主秦人部都弥の両戸も、戸の創立年次は庚寅年と考えられる。小玉の戸は、この年彼夫妻を中心とするグループにおそらく独立不能の同党知西のグループを加え、都弥の戸は彼のグループに同党堅牛のグループを加えて各々一戸を創立したものであろう。もっとも小玉・都弥らの兄弟姉妹を析出した被析出戸であるかも知れない。また戸の創立年次は庚午年に遡る可能性もある。両戸の家族構成は、奴婢・寄人を1口も含まず戸主血縁者のみである点共通した特色を示すが、小玉の戸は庚午年ではC型、都弥の戸はD型であったと想定され、庚寅年では両戸ともE型であった可能性が高い。

庚寅年における両戸は、いずれも一戸Ⅱ一家であり、法的擬制をうけていないと思われる。大宝2年でも、基本的には一戸Ⅱ一家、従って法的擬制はうけていないと思われるが、小玉の戸の知西のグループ都弥の戸の堅牛のグループはいずれも一家として独立するに至っているかもしれない。もしそうなら大宝2年における両戸は法的擬制をうけていることになるのであって、両様の可能性をもっとせねばならない。

以上の諸戸は、戸の創立年次が庚寅年と考えられながらなお庚午年に遡る可能性も存する戸であったが、戸主秦人部々弥以下の10戸は、戸の創立年次が庚午年に遡り得る戸である。

戸主秦人部々弥の戸は、庚午年においては、系図づのように戸口数7〜8口、部々弥の父を戸主とし、父夫妻を中心としたB型の血縁構成をもつ一家であったと推定される。庚寅年においては、系図づのように、戸主権はすでに部々弥に承継され、部々弥を戸主とした一家であったと想像されるが、なお父母（またはそのいずれか）が健在であった可能性も多い。父が健在で戸主は父であるとすれば、庚寅年における血縁構成はなおB型であるが、もし部々弥で

あったとすればC型であったことになる。大宝2年には、系図つのように、都々弥が戸主となり、戸口数17口、豊かなC型の一家となっている。

戸主都々弥の弟也呂都のグループは、正丁2口、次丁・少丁各1口を含む6口よりなる労働力としては良質の血縁グループを構成しているが、半布里戸籍の同戸の戸口記載順序をみると、なお独立した一家を構成するに至らず、戸主都々弥のグループとともに一家をなしていたように受けとれる。従って、この戸は庚午年Ⅱ大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていない。しかし多少し年代を経過し霊龜・養老の頃ともなれば也呂都のグループは戸主都々弥のグループとは別個の一家を構成し、独立した一戸を分析創立すべき年次を迎えることになると思う。

戸主県主族牛麻呂の戸も、庚午年においては系図ねのように、牛麻呂の父を戸主とし、父夫妻を中心とした戸口数7〜8口のB型の血縁構成をもつ一家であったと推定される。庚寅年においては、系図ねのように、戸主権はすでに牛麻呂に承継され、牛麻呂を戸主とした20数口のC型の一家であったと想像されるが、なお父母(ことに母)の生存も考えられ、安閑・安都の両グループがこの戸に止まったのはそのためであった可能性もある。しかし、安閑・安都の両グループの血縁構成を子細に吟味するとなお当時独自の一家を構成しそれぞれ一戸を創立するには弱体で、おそらく安閑・安都・牛麻呂のグループが一体となって一家を構成していたものと思われる。従って庚寅年におけるこの戸は一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないとすべきであろう。

以後12年、順調な生成発展をとげた牛麻呂の戸は、大宝2年には系図ねのように戸口数31口、D型の血縁構成をもつ大家族に発展している。同年における戸主兄安閑・同安都の両グループは、おそらく戸主牛麻呂とは別個の独立した一家を構成するに至っているかとも想像され、もしそうとすれば法的擬制をうけている可能性もなしとしない。

戸主神人牧夫の戸も、県主族牛麻呂の戸に酷似しており、庚午年においては系図ねのように、牧夫の父を戸主と

し、父夫妻を中心とした戸口数7～8口のB型の血縁構成をもつ一家であったと推定される。庚寅年においては、系図^ノのように、戸主権はすでに牧夫に承継され、牧夫を戸主とした口数約20口、C型の血縁構成をもつ一家であったと想像される。もっとも牧夫の父母がなお健在であった場合も考えられ、その場合血縁構成はなおB型に止まるが、いずれにせよ、庚寅年におけるこの戸は一戸^Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないと推定される。

以後12年、順調な生成発展をとげた牧夫の戸は、大宝2年には系図^ノのように、戸口数23口、血縁構成はD型へ進展している。戸主弟小牧のグループは、戸主グループとは別個の独立した一家を構成していることも想像され、もしそうとすれば大宝2年におけるこの戸は法的擬制をうけている可能性もある。

戸主秦人久比の戸も、庚午年においては系図^ノのように、久比らの祖父を戸主とし、祖父夫妻を中心とした戸口数数口のB型構成の一家であったと想像される。庚寅年においては系図^ノのように、戸主権は久比の父に承継され、久比の父を中心としたC型の血縁構成をもつ戸口数10口余の一家であったと思われる。勿論祖父母の生存も可能性としては存するから、もしそうとすればB型であったことになる。いずれにせよ性別・年令・口数などから考えて一家であったと推定されるから庚寅年におけるこの戸は、一戸^Ⅱ一家、法的擬制はうけていないと考えてよからう。

大宝2年においては、系図^ノの様に、戸口数16口、順調な生成発展をとげたと考えてよからうが、戸主権も久比に承継され、血縁構成はE型へ進展している。しかしおそらく、同年においても一戸^Ⅱ一家と想像され、法的擬制はうけていないとすべきもののようである。

戸主秦人阿波の戸も、庚午年においては系図^ノのように、阿波の父を戸主とし父夫妻を中心とした、約10口のB型の血縁構成であったと推定される。庚寅年においては、系図^ノのように、戸口数10数口の、阿波を戸主としたD型の血縁構成をもつ一家族であった。戸主甥小人・同志比の両グループは、この年次ですでに豊かな口数をもっている

が、その性別、年令等から推すとそれぞれ独自で一家を構成するには至らなかったように思われる。

大宝2年には、系図むのように、おなじD型ながら戸口数26口のすぐれた大家族に発展している。戸主甥小人・同志比の両グループはすでに戸主家族とは別個のそれぞれ独自の一家を構成した可能性をもつ。しかし、半布里戸籍における同戸の戸口記載順序中、戸主阿波の孫椋手の記載順からすれば3グループ合せて一家であった可能性も考えられ、速断でき難い。従ってこの戸は、庚午・庚寅年においては一戸Ⅱ一家であったが、大宝2年においては一戸Ⅱ一家である可能性と一戸Ⅱ二・三家である可能性をあわせ持つということができよう。

戸主県主族身津の戸も、庚午年においては系図[〃]のように、身津の父を戸主とし、父夫妻を中心とする戸口数約10口、血縁構成B型の一家であったと考えられる。庚寅年においては、系図[〃]のように身津を戸主とするD型の血縁構成であったと推定される。この戸には、かなり豊かな口数をもつ寄人勝猪手のグループがあるが、猪手らは庚寅年においてすでにこの戸の客人であった可能性をもつ。しかし後述のようにこの客人グループは戸主家族の従属的家口と考えられるから、同戸の庚寅年における戸口構成は一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないと思われる。

大宝2年における同戸は、系図[〃]のように、戸口数26口、おなじD型ながら順調な生成発展をとげている。ところで、半布里戸籍における本戸の戸口記載順序において、客人勝猪手の妻牟義津目知売やその児比売や孫古売らは、戸主甥目々手の妻物部小広売、戸主姪県主族昨都売より前に記されているところから、戸主甥目々手のグループは姪昨都売を含んで戸主身津らとは別の一家を構成していたのではないかと疑われる。また逆にこのことから客人勝猪手らは戸主と別個の一家を構成していた可能性は消え、身津・大麻呂グループの一家に従属する家口であったことが推定されよう。従ってこの戸は大宝2年においては、戸主身津・甥大麻呂らのグループ8口に従属的家口として客人勝猪手のグループ12口を加えた一家と、戸主甥目々手5口に姪昨都売を加えた計6口の一家の二家からなっていたことが

推察されるのである。

戸主県造荒嶋の戸も、庚午年においては系図[〃]のように荒嶋の祖父を戸主とし、祖父母夫妻を中心とした戸口数7～8口のB型の血縁構成であったと推定される。庚寅年においては、系図[〃]のように戸主は恐らく荒嶋の父で、戸口数約10口、D型の血縁構成であったと想像される。もちろん祖父母（ないしそのいずれか）の健在も考えられるが、もしそうとすればC型であったことになる。いずれにせよ戸主甥黒猪・同伊加都知らが独自で一家を構成したとは考えにくいから、おそらく同年の本戸は荒嶋の父を中心とした一戸[〓]一家であり、法的擬制はうけていないと考えられる。

大宝2年においては、系図[〃]のように、戸主権は荒嶋に承継され、戸口数12口、庚寅年当時より余程充実した戸口構成となっている。同年においても一戸[〓]一家であり法的擬制はうけていないと考えられるが、もし万一戸主同党黒猪らが独自の一家を構成していたとすれば一戸[〓]二家、法的擬制をうけた可能性もあるということになる。なお、この戸には寄人は1口も含んでいないが、戸主所有の奴1口を含んでいる。本戸が県造姓であることを考えると、地方豪族層たる県造家の末流に位置し、奴婢を所有し得る経済力をもっていたことを示すといえよう。

戸主物部宇麻の戸も、庚午年においては宇麻の祖父を戸主とし、祖父夫妻を中心とする戸口数約10口の、B型の血縁構成をもつ一家であったと推定される。庚寅年においては、系図[〃]のように、宇麻の父を戸主とする、10口余のD型の血縁構成であったと想像される。もちろん宇麻の祖父母が健在の可能性もあり、すでに戸主権は宇麻に承継されている場合も考えられるから、もし前者であればB型、後者であればE型の血縁構成であったことになる。いずれにせよ庚寅年におけるこの戸は一戸[〓]一家と考えられ法的擬制をうけていないと思われる。

大宝2年におけるこの戸は、戸口数13口、戸主権は宇麻に承継されて血縁構成はE型となっている。この戸はおそ

らく大宝2年においても一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないと想像される。

戸主県主族長安の戸は、寄人1口を含むが従属的家口と推断される。庚午年においては、系図おのように、戸主は長安の祖父で、祖父母を中心とした10余口の一家であった可能性が高い。しかし長安の祖父は当時すでに70〜80歳に近い高齢であったことも考えられ、すでに死亡して、戸主は長安の父であった可能性も強い。いずれにせよ、当時における血縁構成はC型であった。

庚寅年においては、系図おのように、戸主はおそらく長安の父であったと思われ、戸口数20余口、血縁構成はD型と推定される。また長安の祖母は生存中であったことも考えられ、長安の同党多都麻呂らのグループ10口は、長安らとは別個の一家を構成していた可能性もある。この戸に多都麻呂のグループが含まれていることからすれば、祖母が健在であった可能性は高いといえよう。長安の祖母が健在であった場合、祖母中心にみても庚寅年におけるこの戸の血縁構成はD型である。

長安の同党多都麻呂のグループは、総計10口、その構成員数は豊かであるが、その殆んどは婦女と幼少の男女であって、正丁は僅か多都麻呂1口であるから、果たして長安のグループと別個に独自の一家を構成していたかどうかは疑しい。もし独立した一家を構成していたとすれば、庚寅年におけるこの戸は一戸Ⅱ二家であり、そうでなかったとすれば一戸Ⅱ一家であったことになる。

大宝2年における長安の戸は、系図おのように戸主権は長安に承継され、寄口1口を含んで32口、E型の大家族に発展している。半布里戸籍の同戸の戸口記載順序からすれば、戸主甥三田のグループは戸主長安らと共に一家を構成し、戸主長安を家長とする一家の家口であったと推定されるが、戸主同党多都麻呂のグループは戸主長安らとは別個

の一家を構成していた可能性が高い。また多都麻呂の嫡子屋奈弥の子宮売2歳は、寄人漢部目津売の次、同戸の最末尾に記載されている点からすれば、①宮売は寄人目津売の許で養育され、②目津売は戸主長安一家の家口ではなく戸主同党多都麻呂一家の従属的家口であったと想像される。

右のような想像がもし正しければ、庚寅年におけるこの戸は戸Ⅱ一家であった可能性と共に戸Ⅱ二家であった可能性もあり、大宝2年におけるこの戸は戸Ⅱ二家であった可能性が高いといえよう。従って、法的擬制をうけた可能性も想定されよう。ただ多都麻呂らが戸として分析独立しなかったのは、長安らと長年一家族として生活し、同一戸口として貫附されたという同グループの歴史的伝統や、それによる同族觀念が、積極的な戸の分析創立を求めなかったものとも考え得る。

戸主県主吉事の戸は、一般には地方豪族の一員に数えられる戸である。しかし嚴密には、後述するように地方豪族層たる県造家の末流には位置しようが、勿論本宗家ではなく、それに極めて近い一家と断ずることにやや難がある。

庚午年における吉事の戸は、系図[〃]のように、吉事の祖父母を中心とする約10口のC型の一家であったと想像されるが、当時吉事の祖父は加比売の年齢からすれば70〜80歳台の高齢に達していた筈であるから、すでに死亡して戸主は吉事の父であった可能性もある。もしそうとすればD型であったことになる。庚寅年には、系図[〃]のように、吉事の父を戸主とした戸口数約20口、D型の血縁構成をもつ一家であったと推定される。

大宝2年には、戸主血族のみで27口、寄人奴婢を加えて44口の大家族に発展し、戸主権は吉事に承継されてE型の血縁構成となっている。戸主同党加比らのグループは10口を越す豊かな血縁構成を示すが、半布里戸籍の同戸の戸口記載順序からすれば吉事を家長とする一家と想像され、4口のグループをなす寄人も姓・性別・口数などその構成内

容から従属的家口と考えられるから、本戸は大宝2年においても一戸一家と推定される。従って本戸は庚寅年(大
宝2年)を通じて一戸一家であり、法的擬制はうけていない。しかしいずれ加比らのグループは近い将来吉事らとは
別個の一家を構成し、新たな一戸を創立する年次を迎えることが予想されよう。

最後にこの戸の奴婢について考察すれば、第一の特色は全口が戸主母奈爾毛売51歳の奴婢と記されていることであ
る。13口の奴婢が、すべて戸主吉事の母の所有で、戸主や他の戸口所有の奴婢が1口もないのは、奴婢の所有形態上
における本戸の特色である。第二に婢5口は2才の1口を除いて他の4口は20才以上の正婢であるが、奴の8口は、
26才の正奴1口・17才の少奴1口を除き、他の6口はすべて13才以下の小奴・縁奴であり、労働力としての価値は非
常に低いこと。また従って第三に、13口中半数の6口が庚寅年に遡り得ないこと。第四に、戸主母奈爾毛売が吉事の
父と結婚した年次にまで遡り得るのは婢3口のみであり、奴は1口も存在しないこと。などを指摘できる。さらに第
五には、これらの奴婢のうち若干は血縁的グループをなしていたことが知られる。すなわち次の通り、奴8口中広島
以下の3口は兄弟であり、婢5口中、宮売以下の4口は親子・姉妹関係にある。



なお奴婢の表記法の欠陥を考慮に入ればさらに奴婢の間に親子・兄弟関係の存したことも可能性としては考え得
る。たとえば奴広島ら3口のグループは婢由伎売の子供で都売の兄妹であった場合もあり得よう。また奴弥乃・同小
弥乃・婢小弥奈売の年令・人名の相似からすれば、彼等の間には何等かの血縁関係が存したかも知れない。

これらの奴婢が、全口戸主母の所有となった事情については、いくつかのケースが考えられるが、一つは戸主母の

県造奈爾毛売が吉事の父に嫁して来た時、実家から連れて来たいわゆる「妻家所得奴婢」である場合がある。それは「妻家所得不_レ在_二分限_一」であり、奈爾売毛の生存中は彼女の所有として扱われ、彼女が死んだ場合は彼女の実家に帰される性格のものであった。婢小弥奈売や婢宮売母子は充分このケースであり得る。また都売は婚姻後、吉事の戸において出生したとしても令集解古記の「妻家所得奴婢不_レ在_二分限_一」。還_二於_一本宗_一謂自_二妻父母家_一将来婢有_レ子亦還。不_レ入_二夫家奴婢之例_一」に入り、「妻家所得奴婢」とおなじであった。従って婢5口は全口このケースと考えてもよからう。しかし、奴は最年長の古安ですら26才、全口奈爾毛売が来嫁したのちの出生である。従ってこれらのうちの幾口かは「妻家所得奴婢」の子であり、おなじ待遇をうける性質の奴であったとしても、奴8口すべてをそう考えることは難しいように思う。第二のケースは、前戸主吉事の父が死亡して、戸主権が吉事に承継される際、家族の財産相続が行われ、奴婢は全口死亡した前戸主の妻すなわち吉事の母が相続した場合である。養老戸令応分条は

凡_レ応_レ分者、家人奴婢氏賤不_レ在_二此限_一田宅資財其功田功封唯入_二男女_一。總計作_レ法。嫡母繼母及嫡子各二分。

と規定しているが、大宝令は

(下略)

凡_レ応_レ分者、宅及家人奴婢並入_二嫡子_一。其奴婢等嫡子随_レ状分者聽。財物半分。一分庶子均分。(下略)

と規定されていたといわれ、奴婢は一応嫡子が相続権をもっていたが、「嫡子随状分者聽」と他の戸口に相続させる途が開かれていた。文字通りに解すれば「随状分者聽」であるから分割相続を許すのであって、全口数を一人に相続させることには疑問がある。しかし「随状」の解釈如何によっては、養老令の「家人奴婢田宅資財總計作法」と実質的にはおなじ財産相続法がとられたこと、すなわち宅・家人奴婢・財物を總計して分者の法を作り、奴婢は戸主母奈爾毛売の相続分としたことが考えられる。従って、この第二のケースであれば奴婢の若干ないし全部が前戸主吉事の

父の所有であり、遺産相続の際、その妻たる奈爾毛売が相続したものと考えられよう。第三のケースは前二者の混合である。すでに述べたように奴婢の全部を第一のケースと考えることにはやや難があり、第二のケースと考えることもできるが、奴婢の全口が第二のケースと断ずるには、その場合には相対的に田宅等の相続分を増して労働力としての奴婢の必要を生ずるであろう吉事らが、なぜ1口の奴婢も相続しなかったのか疑問が生ずるのであり、いささかちゅうちょが感ぜられるのである。従って所有者たる奈爾毛売が県造姓であることや、奴婢の全口数が戸主母たる彼女の所有となっていること、さらには奴婢の年令・血縁関係等を総括すれば、13口の大部分を占める婢と奴の一部は第一のケース、奴の一部は第二のケースに属するのではないかと思われるのである。

従ってこの戸は、県造姓を称し13口の奴婢を有するといってもそのみでは地方豪族層の一員であると断ずることはできないのである。実は奴婢の大部分は「妻家所得奴婢」であり「不入夫家奴婢之例」である可能性が大きいのであり、この戸主県造吉事の戸より母たる奈爾毛売の実家がより県造本宗家に近かったことすら考えられるのである。しかし本戸は、半布里54戸中唯一の中下戸（他の53戸は、下上戸2戸・下中戸9戸・下々戸42戸で中中戸以上は美濃国戸籍には一戸もみえない）で、59口の奴婢をもつ肩県郡肩々里の国造大庭の戸と、戸の等級はおなじであり、半布里においては最もすぐれた経済力をもっていたことを示そう。また半布里において県造を姓とする他の2戸、県造紫および県造荒嶋の両戸が、それぞれ奴婢3口と1口をもつにすぎず、戸の等級は下下と下中であり、戸主・戸口の妻を県造姓・大伴部首姓の他に、牟義君族・牟義部・県主族・秦人・尾治国造族などから迎えているのに対し、吉事の戸においては、吉事は牟下津造、加比は県造、奈爾毛売も県造で、全口同格の造姓から妻を迎えていることを考えると、里中のおなじ県造姓の両戸より一段とすぐれ、他の諸戸とはかなりの格差をもつ、里中第一の社会的・経済的地位を占めていたことは明らかである。

続第1表 御野国半布里戸口構成表 (完戸28戸)

戸主名(系図記号)	いろはにほへとちりぬるをわかよたれそつねならむうゐのおく																												
戸口数	秦 秦 県 守 不 秦 秦 県 県 秦 秦 県 秦 神 秦 神 秦 秦 秦 県 神 秦 秦 県 県 物 県 県 人 人 主 部 破 人 人 造 主 人 人 主 人 人 人 人 人 主 人 人 主 主 造 部 主 主 多 弥 族 加 勝 人 人 造 人 人 族 人 人 人 主 族 族 部 族 造 部 族 造 吉 麻 蘇 嶋 佐 族 部 身 山 紫 寸 比 当 呂 咋 人 呂 手 玉 弥 弥 呂 夫 比 波 津 嶋 麻 安 事																												
正丁	31	23	30	18	23	24	22	32	24	14	13	29	14	20	36	14	18	15	17	31	23	16	26	26	13	13	32	44	
単独	4	3	4	4	4	5	3	3	4	3	4	3	3	4	3	3	4	4	3	5	2	4	4	4	4	3	4	6	
寄人				1				1	2				2														1		
グループ				3			2	2					8	9	2									12			4		
人口計	0	0	0	4	0	0	2	11	2	0	0	0	2	8	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	1	4
奴婢	4	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
戸創立年次	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家族構成形式	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(C)	(D)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	C	(D)
家数	B	B	B	(C)	(C)	(B)	(D)	(B)	(C)	(C)	(C)	D	(E)	C	D	D	E	E	(C)	B	C	C	(B)	(B)	D	D	(C)	B	D
法的擬制	B	(C)	(B)	C	C	D	D	E	(D)	D	D	D	E	E	E	E	E	E	C	D	D	E	D	D	E	E	E	E	E
家数	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	
法的擬制	な	な	な	な	し	し	な	な	な	し	な	な	な	な	な	な	な	な	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	な
法的擬制	し	し	し	し	?	?	し	し	し	?	し	し	し	し	?	?	?	?	し	?	?	?	?	?	?	?	?	?	し

さて、本戸はかように他の諸戸より歴史的系譜にすぐれ、社会的・経済的地位にすぐれ、地方豪族層の末端に位置するけれども、戸口の家族構成においては、奴婢に多少の特徴がみられるほかは、他の一般の諸戸とほとんど変りはない。庚午年—庚寅年—大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はうけていないといえよう。

以上、本稿でとりあげた28戸について述べたところを一覧表として整理すれば続第1表の通りである。

結 論

本稿においてとりあげた28戸に、前稿でとりあげた26戸を加え、計半布里戸籍54戸について述べたところを要約すれば

第一に、大宝2年において一戸Ⅱ一家と考えられる戸は13戸であるが、ほぼ間違いなく一戸Ⅱ二家以上と考えられるのは54戸中4戸にすぎなく、また庚寅年においてはほとんどすべての戸が一戸Ⅱ一家と考えられる。

これは、戸は本質的には家であり、基本的には当時の家族生活の実態を基礎として編戸されたものであるという従来の主張を支持する。

第二に、戸の創立年次は、半布里54戸中、20戸は庚寅年、6戸は庚寅年と考えられるが大宝2年の新立戸である可能性もあり、18戸は庚寅年と考えられるが庚午年に遡る可能性もあり、10戸は庚午年に遡り得るといえよう。

これは庚寅年においてはほとんどすべての戸が一戸Ⅱ一家であったという前項の指摘とあわせ考えると、庚寅年が単なる造籍年ではなくこの年新たな編戸・五十戸一里制の施行行政区画の改編などが行われたのではないかという従来の主張を支持しよう。

第三に、各戸の血縁構成は、いずれの戸も年次の経過による家族構成の発展々開がみられ、かつ展開の度合いと段

階は戸によってかなりの差等がある。従って戸や家の本質を論ずる場合にはこのことを考慮すべきだという従来の主張を支持する。

第四に創立年次が庚午年に遡る戸はもちろん、庚寅年に創立された戸も大宝2年には一・二世代進展して新たな戸を分析々出すべき年次を迎えつつあり、和銅末・養老頃には多くの戸において戸の分析創立が必要となることを示唆している。

第五に、約半数の戸(28戸)は寄人を含まないが、半数弱の戸(26戸)には寄人が含まれている。しかしその多くは口数が少なく1〜2口の戸も多い。これらの寄人の多くは戸主に従属的な戸口と推定されるが、中には戸主と対等な一家を構成した寄人も存在した可能性もある。

第六に、少数ではあるが法的擬制をうけた可能性をもつ戸が存在する。その内容については詳論を省いたが「大宝二年御野国春部里戸籍の分析」に述べたような諸点が考えられよう。

第七に、奴婢については①54戸中僅か9戸に含まれるにすぎず、ほとんどの戸には含まれないこと。②しかも奴婢を所有する戸のほとんどがせいぜい1〜2口をもつにすぎず、3口以上を所有する戸は僅か3戸にすぎないこと。③そのうち県造吉事の戸が13口という里内の他の戸とは隔絶した口数をもつこと。全口戸主母の所有であるという特殊な所有形態をもつこと。④戸主県主万得の戸の奴2口は、戸主万得と弟古万に分有されていて同国栗栖田里戸籍の戸主栗栖田君土方の戸に含まれる3口の婢とおなじく、平等な遺産相続が行われたことを示唆し、戸主県主紫の戸の奴婢3口の場合は、同国春部里戸籍の戸主国造族加良安の戸の奴婢とおなじく、戸主と戸主妻・戸主弟の三者に分有されていて、私有財産制の研究にすぐれた史料を提供していることが注意を引く。

などの諸点を指摘し得る。

(昭和34年10月成稿、同43年12月補訂)